会　議　記　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議名称</td><td>第１７回杉並区環境清掃審議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">日　　時</td><td>平成１９年1月１６日（火）午後２時００分～午後５時００分</td></tr>
<tr><td colspan="2">場　　所</td><td>区役所　中棟５階　第３委員会室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>委員名</td><td>丸田会長、青山副会長、萩原委員、田代委員、原口委員、松原委員、
岸委員、柳澤委員、山名委員、岩島委員、奥山委員、山室委員、岡田委員、
小池委員、志村委員、内藤委員、大澤委員、境原委員、奥委員（１９名）</td></tr>
<tr><td>区　側</td><td>環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、
清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長
建築課長、都市計画課長、みどり公園課長、調整担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴者数</td><td>0名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配付資料等</td><td>事　前</td><td>第１６回審議会会議録（案）
杉並区一般廃棄物処理基本計画について（概要と達成状況等）
循環型社会の形成について
杉並区におけるごみを減らすための３Ｒの取組状況
データブック（資料集）
杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
（前回改定時平成１４年７月における杉並区清掃審議会の最終答申）
杉並ごみ半減プラン
２３区清掃とリサイクル２００５
杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について
平成１８年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果
環境博覧会すぎなみ２００６ポストイベントについて
「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について（報告概要）
「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について（報告）
廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について
一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について
「落ち葉感謝祭２００６」の実施について（報告）</td></tr>
<tr><td>当　日</td><td>一般廃棄物処理計画「審議進行シート」
環境博覧会すぎなみ２００６ポストイベント
東京都市計画道路の変更に対する意見について（回答）</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td>第１７回杉並区環境清掃審議会
１　新委員委嘱
２　会長あいさつ
３　副会長及び職務代理者の選出
４　第１６回会議録（案）の確認
５　議　題
審議事項
（１）杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について
～杉並区の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）について
報告事項
（１）杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について
（２）平成１８年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について
（３）環境博覧会すぎなみ２００６ポストイベントについて
（４）「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について
（５）廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について
（６）一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について
（７）「落ち葉感謝祭２００６」の実施について
６　その他
７　次回・次々回開催予定及び確認</td></tr>
</table>

会議の内容および主要な発言	1　委嘱式　　　環境清掃部長（区長代理）より新委員に委嘱状交付 2　第１７回杉並区環境清掃審議会 （1）副会長の互選　　　副会長　　青山委員に決定 （2）職務代理の指名　　職務代理　青山委員を指名 （3）第１６回審議会会議録の確認 ・　確認 （4）杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について ～杉並区の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）について ・説明を受けた。 （5）杉並区地域温暖化対策実行計画（第2次）について ・室温において、区役所の庁舎だけではなくて、杉並区全体の家庭においても協力をいただき、杉並区全体として考えないとだめではないか。 ・区でいろいろ広報をしているという説明があったが、「区がこんなことをやっているよ」だけではなくて、家庭部分の占める割合が非常に高いので、生活者レベルでは該当しないということになってしまう。これから、啓発をいかにしていくかというところが非常に大きいと思う。 （6）平成１８年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について ・今までのアスベストの補助金の件数と金額を提示してください。 （7）環境博覧会すぎなみ２００６ポストイベントについて ・説明を受けた。 （8）「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について ・説明を受けた。 （9）廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について ・品川清掃工場の調査でいきますと、排ガスについて、26項目＋ダイオキシン類しか調べていないということなので、ぜひとも炉内におけるガスの発生、どういうガスが発生しているのか、量にかかわらず出す必要があると思うので、この調査をしていただきたい。 (10) 一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について ・一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について、報告といえどもいつ審議するのかという時期の問題、誤解のないように、また効果的になるように検討していっていただきたい。 (11) 「落ち葉感謝祭２００６」の実施について ・チラシなどを配り、「これは、こういう目的でやっているんだよ。もっとみんな枯れ葉に感謝しましょう。」ということを、区民に訴えることが必要ではないか。 (12) その他 東京都都市計画道路の変更に対する意見について（回答） ・説明を受けた。 (13) 次回・次々回開催予定及び確認 ・次回の日程は、２月14日（水）です。 ・次々回の日程は、３月19日（月）です。

	第１７回環境清掃審議会発言要旨　平成１９年1月１６日（火）
発言者	発言要旨
環境課長	皆様、こんにちは。定刻となりましたので、環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。本日が、今年最初の審議会になりますので、今年も１年、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。 最初に、委員の交代がございます。国連大学副学長の安井委員でございますけれども、ご本人、ご多忙ということで、12月21日付で辞退届が提出されましたので、新たに学識経験者側の委員としまして、青山俊介様に委嘱をさせていただきたいと思います。廃棄物学会の理事、企画委員長、あるいは中央環境審議会地球環境部会の国際環境協力専門委員等を歴任されておりまして、現在は株式会社エックス都市研究所の取締役特別顧問をされていらっしゃいます。 それでは、区長代理としまして、環境清掃部の遠藤部長より委嘱をさせていただきたいと思います。
環境清掃部長	青山俊介様。 杉並区環境清掃審議会委員を委嘱します。平成18年12月22日、杉並区長、山田宏。 よろしくお願いいたします。 （環境清掃部長、青山委員に委嘱状を手渡す）
環境課長	それでは、自己紹介をお願いできますでしょうか。 よろしくお願いいたします。
Ｇ委員	今回、お仲間に入れさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 いろいろご紹介いただきましたが、私は民間で、昨年の11月まで35年間、コンサル会社をやってきましたが、今年、引退させていただきまして、これからは少し自由にできるかなと思っているところです。 土木学会の地球環境委員長をさせていただいたのと、廃棄物学会ではリサイクル研究部会長を務めました。今、修士課程で大学院に通っていまして、テーマは環境と公民連携を基軸にする水俣の再生ということで、今回、水俣に４日間行って、昨日帰ってまいりました。水俣が、ライフワークの一つですが、まちの規模は違うんですけれども、分別とか再生ということでは、杉並とかなり似たようなことを考えている地域かなと思っています。 俗なことから、そういうことまでやっている経験がありまして、どういう立場で応援するか、その都度、考えながらやって、皆さんのご批判を受けることもあると

	思うんですけれども、率直にいろんなことで対応させていただく、あるいは審議の中へ加えさせていただければと思っています。 どうぞよろしくお願いいたします。
環境課長	どうもありがとうございました。 それでは、本日の委員の出席状況のご報告をいたします。 井口委員より、ご欠席の連絡をいただいておりますけれども、あとお二方ほど見えてございませんので、３名ほど見えていないということですが、定足数は過半数ですので、本日の会議は有効に成立するものでございます。 また、本日、傍聴の申し出はございません。 続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。 事前にお送りしましたもの、かなり量が多いんでございますけれども、読み上げさせていただきます。今日の審議会の次第もございますので、そちらと見比べながらでも結構なんですが、「第16回の会議録（案）」、それから「杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について」、それから「18年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果」、それから「環境博覧会すぎなみ2006ポストイベントについて」、「「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について」、「廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について」、「一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について」、「「落ち葉感謝祭2006」の実施について」、杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定に係る資料、これは８種類の資料がございます。 また、本日、席上に配付したものが、次第のほか、「環境博覧会すぎなみ2006ポストイベント」のチラシ、それから「一般廃棄物処理計画「審議進行シート」」でございます。それと、「東京都市計画道路の変更に対する意見について（回答）」ということでございます。 不足資料等ございましたら、手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは、会長、開会よろしくお願いいたします。
会　　長	どうも皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 では、ただいまから第17回の杉並区環境清掃審議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 まず、副会長及び職務代理者の選出ということでございます。 以前、第１回のときに安井先生にお願いした次第なんですが、その後、ご都合が

	つかないで欠席ということでした。それで、辞退という手続きと相なっておりますので、副会長及び職務代理者という形で選出していただければと思います。 環境清掃審議会条例の第４条には、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。また、施行規則ですと、審議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定めるということになっておりまして、本日、決めさせていただきたいと思う次第でございます。 何かご意見ございましたら、お願いいたします。 私の方から、指名させていただいてよろしゅうございますでしょうか。 では、ただいまご紹介がありました青山委員に、ぜひ副会長及び職務代理者を務めていただければと思います。 皆様方、いかがでございましょうか。（拍手） ありがとうございました。 では、よろしくお願いいたします。 ご挨拶ということもありますでしょうけれども、また後ほど発言していただければと思います。お願いいたします。 では、「第16回会議録（案）の確認」ということでございます。 事前にお送りさせていただいて、また訂正等も事務局に申し出になられたと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。 では、第16回の会議録はお認め願ったということにいたしまして、（案）をとらせていただきます。ありがとうございました。 次に、議題に入らせていただきまして、本日は審議事項が１件、報告事項が７件となっております。時間は、いつもどおり２時間から２時間半という範囲内でやらせていただきたいと思います。 また、審議事項の「杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について」でございますが、本日は説明を中心に時間をとらせていただきまして、次回から質問や意見を活発に皆さんからお願いしたいと思います。膨大な資料ですので、本日は説明のみということで、その他、先ほど申し上げましたような報告事項も多数ございますので、本日はそういった段取りで進めさせていただきます。 では、最初に清掃管理課長からご説明をお願いいたします。
清掃管理課長	私からは、前回、諮問をさせていただいております杉並区一般廃棄物処理基本計画につきまして、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。 昨年の暮れになりますけれども、12月27日付で各委員には資料をご送付させてい

	ただいております。 会議の進行に当たりましては、皆様のご理解をいただきながら、審議会の中で活発なご議論をいただきたいということで、資料の事前送付をさせていただいているところでございます。 本日は、定例の審議会でございまして、たくさん報告案件もございますので、ただいま会長の方からお話がございましたように、資料に基づきまして若干ご説明をさせていただきまして、次回の審議会において皆様から活発なご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、資料に基づきまして概要をご説明させていただきます。 まず、資料の１をご覧いただきたいと思います。 表題は、「杉並区一般廃棄物処理基本計画について（概要と達成状況等）」という資料になります。 資料の方は、皆様、お手元にございますでしょうか。もし、お手元にないようでしたら、お手を挙げていただければお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。 それでは、資料１をご覧いただきたいと存じます。現在の処理基本計画の策定の背景ということからご説明をさせていただきます。 策定の背景でございますけれども、東京の特徴といたしましては、23区におきましては大都市としての一体性を保持しつつ、東京都がこれまで清掃事業を担ってきたわけですけれども、平成12年４月に都区制度改革がございました。それに伴いまして、23区が基礎的自治体に位置づけられ、平成12年４月から清掃事業は東京都から23区に事務が移管をされております。このことに伴いまして、各区が一般廃棄物の処理基本計画を策定しているところでございます。 この改革によりまして、清掃事業が各区の事業になりまして、清掃の基本となる基本計画を策定するわけですけれども、それは法律の規定がございまして、各区の各自治体の基本計画に沿った内容でなければならないという大きな定めがございまして、杉並区では基本構想「杉並区21世紀ビジョン」、これが平成13年４月に策定されたことに伴いまして、移管後、いち早く一般廃棄物の処理基本計画の改定を行っております。これが前回の改定でございまして、15年３月に現在の処理基本計画が改定をされているものでございます。 この計画策定時の状況でございますけれども、１ページの下の方に枠の中でお示しをさせていただいているところでございますけれども、①は、法律や制度が整備

	されてきまして、区民の関心も大変高まっているという状況がございます。 ②といたしましては、清掃事業の中間処理です。ごみの焼却処分等を担います東京二十三区清掃一部事務組合というものが設置され、清掃工場を運営しているわけですけれども、これらについては平成18年をもって、この任務を終えるということを前提に、当初は清掃一部事務組合が設置されておりました。そのため、19年以降は、各区が清掃工場を担って清掃事業を行っていくということが計画の前提になって、計画が改定されたということになっております。 また、③の可燃物の中間処理施設、いわゆる杉並清掃工場も、現在は稼働している工場の中で最も古い工場となっておりまして、この計画時点においても、改築というものが視野に入れられていたという社会的状況がございます。 ２ページ目をご覧いただきたいと思います。 ④の杉並中継所、不燃ごみの中継施設でございますけれども、この中継所周辺住民の方々が健康の不調を訴えられるということがございまして、平成14年６月には国の公害等調整委員会において、原因裁定が行われたということも背景の一つとしてございます。 また、⑤の行政の役割としましては、効率的、経営的な視点というものを、当然ながら清掃事業にも求められるということでございます。大まかに言いまして、この５つの点が計画の背景となって策定されてきたということでございます。 こういった状況の中、清掃審議会でご審議をいただきながら答申をいただき、現在の計画ができてきたということでございます。 これらにつきましては、３ページをご覧いただきたいと思いますが、個別計画としてさまざまな計画をもって実施されているという状況でございます。 本日、皆様のお手元の方に追加資料としてお配りをさせていただきました、Ａ４の横長の資料で、表題が「一般廃棄物処理計画「審議進行シート」」です。これはこの個別計画に沿いまして、計画の内容、それから取り組みの状況と実績、課題で、現在把握できているものをコンパクトにまとめさせていただきました。現状と課題というのを皆様にご理解いただきたく、このようなシートを作りました。 この右側に、今後の方向性というのがブランクになっていると思いますけれども、現在の計画に対する課題ということを把握していただきながら、次の計画にどのように、杉並区がごみの清掃事業を進めていくべきかというような、今後の方向性を皆様にこれからご審議をいただいて、ご提言をいただきたいと考えているものでございます。これを参考にしていただいて、次回以降、審議の中でご意見をぜひ

	お出しいただきたいと考えている資料でございます。 　資料１の一番最後、４ページをご覧いただきたいと思います。 　それでは、平成15年に計画を策定いたしまして以降、現在までどのような変化があったかということをご説明申し上げたいと思います。 　現在、処理基本計画は、平成15から29年度までの15年間の計画になっております。計画当初の時期と大分状況が変わってまいりました。それをまとめてみましたので、ご覧いただきたいと思います。 　枠の中でございますが、①としまして、廃棄物の減量等に関する基本方針の改正というのが平成17年の５月に行われておりまして、丸でお示しをしておりますけれども、一般廃棄物処理の有料化の推進とか、あるいはプラスチック製廃棄物の取り扱いについて、発生抑制を行った上で、再生利用、熱回収というような方向性が示されているものでございます。 　また、②といたしまして、容器包装リサイクル法の改正が行われております。これらにつきましては、これまで対象外でありました有償で配布されているような容器包装、これはレジ袋を想定されていると伺っておりますが、これも法の対象になりましたということです。それから、排出抑制策についても、推進員制度を設ける等々の措置が行われました。また、市町村への支援として、質の高い分別した容器包装を集めた自治体に対しては、資金を支援させるというような制度もつくられております。また、ペットボトルの海外流出を防ぐため、適正な循環ルートに乗せなさいというような法律の改正も行われているところでございます。 　③ですが、東京都の廃棄物処理計画の改定が平成18年９月に行われております。各自治体は、こういった処理基本計画をつくるということになっておりますので、東京都も同様に進めているものでして、こちらの中で特徴的なことと申しますと、廃プラスチックの取り扱いについての変更が示されております。これまでは、焼却不適物という取り扱いでありました廃プラスチックについては、埋め立て不適物というような取り扱いの変更がなされているものでございます。また、後ほど詳しくご説明はさせていただきます。 　④、東京23区における方針といたしましては、こういった流れを受けまして、廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施を、平成20年度から全区において実施するということが確認されております。また、中間処理のあり方の方針転換ということで、少し時期はずれておりますけれども、これまでの中間処理を、先ほどは清掃工場が各区に移管になるということが、前計画では前提としてなっていたわけです

	けれども、当分の間、中間処理は共同で行うことに変更になっております。 近隣の自治体、特に多摩地区の方で顕著だと思いますが、家庭ごみの有料化、あるいは戸別収集というのが大変広がりを見せているという状況がございます。 また、当区の場合ですが、環境目的税からレジ袋の有料化への転換ということもございます。 ⑦といたしまして、個別外部監査の実施というのが行われておりまして、杉並区の清掃事業の効率化について、外部監査人に監査をお願いいたしまして、ご指摘、ご意見等をいただいている状況にございます。 これが、現在のこれまでの変化といいますか、社会的背景には、このような変化がございましたということでございます。 続きまして、資料の２、「循環型社会の形成について」になります。 １ページ、お開きいただきたいと思います。 循環型社会の基本的な考えということが示されておりまして、循環型社会形成推進基本法等の制定、施行等がございまして、⑵の中ほどでございますけれども、循環型社会においては、廃棄物の処理等に関する優先順位として、まず「発生抑制（リデュース）」、次に「循環的な利用」、最後に「適正な処分」というような順序づけがなされております。その中で、「循環的な利用」という中には、「再使用（リユース）」、それから「再生利用（リサイクル）」、そして「熱回収（サーマルリサイクル）」というような順序で行われていくというふうに示されているものです。 また、こういった循環型社会を支えていくものといたしまして、「排出者責任」、「拡大生産者責任」というようなことも言われておりまして、ここに説明がございますように、排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うことが掲げられております。 さらに、拡大生産者責任とは、生産者が、その生産した製品が使用され廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース、リサイクルや処分に一定の責任を負うという考え方でございます。このことによりまして、生産者に対して、廃棄されにくい、あるいはリサイクルやリユースされやすい製品を開発・生産するようインセンティブを与えようというのが、拡大生産者責任の考え方と言えるかと思います。こういったような社会的な流れがあるということでございます。 それから、３ページ以降は法律の体系等が示されておりまして、３ページの一番

	下に幾つか法律名がありますので、ご覧いただきたいと思いますが、よく出てくる「廃掃法」と言われているのが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」というものがこちらにございます。中身は、今回ちょっと省略させていただきます。 　４ページをご覧いただきまして、※３「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、これがいわゆる「容リ法」、「容器包装リサイクル法」というふうに言われているものでして、この中では、消費者は分別排出を行うこと、市町村は分別収集と保管を行うこと、事業者は再商品化を行うことということが、法律の中で定められているものでございます。 　それから、※４、「特定家庭用機器再商品化法」という法律名ですけれども、いわゆる家電の４品目のリサイクルをうたっているものでして、対象品目は、家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、それから洗濯機という４品目について、ごみとせずにリサイクルに回していきましょうというのが、この法律の中で定められているものです。 　以下、※５、※６で食品のリサイクル、建設に係るリサイクル、それから※７で「使用済自動車の再資源化等に関する法律」ということで、車をお持ちの方はご存じかと思います。新車購入時に、リサイクル料金をお支払いいただいていると思います。また、車検時にリサイクル料金を負担するという形で、皆さんにもおなじみのある制度かなと思っております。 　６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。 　法律、その他の方針等の規定を明示させていただいております。全部はとてもご紹介できませんので、ざっとご紹介をさせていただきますが、６ページの下の枠の、「基本方針」の中で波線をつけさせていただいておりますけれども、経済的なインセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきであるというような方針が示されております。 　また、７ページ、上の枠の下の波線、廃プラスチックの取り扱いについての規定変更がございまして、まずは発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等による再生利用を推進して、残った廃プラスチック類については、熱回収技術や排ガス処理の技術を活用して、直接埋め立てを行わずに熱回収を行うことが適当であるという方向性が示されているものです。 　７ページの下の方には、容器包装リサイクル法の改正内容がございまして、８ページをご覧いただきたいと思います。

	枠の中ですけれども、今回の改正のポイントが幾つかございました。先ほどご説明した内容と重複いたしますけれども、対象となる容器包装に有償である場合も含まれるようになりました。それから、容器包装の排出抑制に加えて、定期報告を求めて、この取り組みが不十分であるという企業等に対しましては、改善命令を行うというようなことができるようになっているわけです。それから、ペットボトルの海外流出対策として、再商品化のための円滑な引き渡しを行いなさいということが示されているものでございます。 ８ページ（２）に、東京都の計画・方針等の内容がございます。平成18年９月に改定されまして、５年間の計画になっています。プラスチックの取り扱いについては、「焼却不適物」から「埋立不適物」への考え方が変換されていまして、プラスチックは貴重な「循環資源」として有効活用を行い、埋め立て処分をゼロに近づけなさいというのが答申になっておりまして、その答申を受けまして、９ページの枠の中ですけれども、処理計画の中に反映をされているということでございます。ここにも、埋め立てゼロを目指すという形が東京都でも示されているものです。 23区の取り組みにつきましては、９ページに記載がございます。 23区のごみの中間処理は、東京二十三区清掃一部事務組合、「清掃一組」と申し上げていると思いますが、こちらが担っておりまして、各自治体の基本計画とあわせ、一部事務組合も処理基本計画というのを策定し、計画的に事業を行っているものです。 23区のごみ、中間処理につきましては、清掃一部事務組合設立当初は自区内処理を原則として、18年にその中間処理の共同処理を廃止することを目指して取り組んでまいりましたが、当分の間、中間処理は継続するという形に変更をされているものです。 また、プラスチックの取り扱いについても、国の方針や東京都の審議会の答申、あるいは東京都の廃棄物の処理計画と整合性をとりまして、サーマルリサイクルを行って熱回収を行うとなっているものでございます。 私からは、ここまで、資料１、２をご説明させていただきました。続きまして資料３の方をご説明させていただきます。 それでは、資料３につきましては、ごみ減量担当課長の中島が説明させていただきます。
ごみ減量担当課　　　長	それでは、お手元の資料３をご覧になってください。タイトルが「杉並区におけるごみを減らすための３Ｒの取組状況」でございます。

	1ページ目でございますが、それぞれ全体の構成が書いてございます。 1番目に、3Rとは何か。2番目に3Rの1つになりますが、発生抑制（リデュース）ということはどういうことなのか。3番目が再使用（リユース）、4番目が再生利用（リサイクル）をご説明いたしますので、ご覧になっていただきたいと思っております。 それでは、2ページですが、まず1番目の3Rとは何かということですが、皆さんもご存じのとおりだと思います。3Rにつきましては、循環型社会をつくっていく上の大切なキーワードになってございます。3Rという言葉がいろいろ出てきますが、再確認の意味で、1つはごみの発生を抑制するリデュース、不要なごみを無くす、再使用ということでリユース、それから資源として再利用するリサイクルの3Rでございます。 また、循環型の社会形成を推進する基本法というものがございますが、その中でもそれぞれ3R、熱回収（サーマルリサイクル）、それから適正処分といった規定がございますので、まずは発生・排出の抑制をすることが大事だということが書かれてございます。 3Rの1つ目でございますが、発生抑制、これは杉並区でどんな取り組みをしているかということでございますが、まず発生抑制の中で、再生利用をするためのたくさんのエネルギーが、必要になってきますので、基本的にはまず毎日の生活の中でごみを出さない、こういった工夫が大事ではないかということでございます。昨日、レジ袋の有料化という話がございました。買い物袋を持っていきましょうということで、スーパーやコンビニにはマイバッグを持参してレジ袋をもらわないと、こういう内容になってございます。 また、杉並区の取り組みでございますが、具体的に言いますと、アのすぎなみ環境賞がございます。これはもう既に平成16年からスタートしてございますが、杉並独自の制度でございます。団体及び事業者を表彰する制度になってございます。 今回、18年度でございますが、特徴としましては、環境団体、ＮＰＯ法人に、ホームページがございますが、すぎなみ環境賞の制度についてＰＲしていただきました。対象商品の応募を全国に拡大し、杉並から過剰包装の抑制を全国に発信しています。これにつきましては、今回の18年度に受賞されたある事業者から、杉並区からこういう評価をされたということに、非常に喜びを持っているというご意見をいただきました。この賞を受けることによって、またさらに事業者として、今後の環境活動に取り組んでいきたいという決意が生まれてきましたので、この制度につい

	ては、事業者に、大分浸透してきたのかなと存じております。 　次に、イのマイバッグの推進です。これはマイバッグの推進連絡会というのがございまして、平成15年からスタートした事業でございます。杉並区内の高校生、大学生、事業者、市民団体のボランティアで構成されてございます。年８回、意見の交換をしながらマイバッグの推進のキャンペーンを行っているところでございます。また、マイバッグの製作教室、マイバッグコンテストがございます。それぞれ、昨年の10月に環境博覧会の中で、発表してきているところでございます。 　また、ウのごみ会議も平成15年からスタートしている制度でございますが、中学生ごみ会議は、中学生として何ができるか、今月も最後の発表がございます。中学生も熱心に、会議の中で、杉並のごみについて考えていただいてございます。 　今回の特徴でございますが、環境問題が大きくクローズアップされてきてございますので、学校としても非常に環境問題の取り組みを熱心にやってきてございます。学校、行政、地域の区民の方々、学生の中で、協働で進めていく大きな原動力になってございます。 　エの普及啓発は、「杉並区の清掃事業」や清掃情報紙「ごみパックン」（年６回）を発行しているところでございます。その中で、ごみの減量等、普及啓発を進めてございます。また、講座・講習会の実施で、ごみの減量等の普及啓発を目的として、ＮＰＯ法人のすぎなみ環境ネットワークに委託しまして、各種の講座を実施しているところでございます。 　オのレジ袋の削減推進協議会は、先ほど申し上げましたレジ袋の使用の発生を抑制するとともに、環境への負荷の少ない地域社会をつくることを目的に設置されました。４ページをご覧になっていただきますと、杉並区でレジ袋の有料化の実証実験が昨日からスタートしたわけですが、平成14年からすぎなみ環境目的税が条例が成立され、何とかレジ袋を減らしていこうという取り組みの中で、今回、レジ袋の有料化という実験にこぎつけたところでございます。 　レジ袋削減に向けた杉並区の先進的な取り組みで、３者の自主協定ということが結ばれたものでございます。昨年の10月16日に、それぞれサミット株式会社、それから杉並区レジ袋削減推進協議会、杉並区ということで、３者が自主協定を結んだところでございます。協定の中で、今回、実施されているところでございます。 　５ページを見ていただきますと、枠の中３の地域自主協定の概要でございますが、新聞、報道でもご存じのように、１月15日から３月31日までサミットの成田東店でモデルとして実施するというようなことでございます。サミット側としては、

	実験中に得たレジ袋の収益については、地域の環境教育に還元していきたいということでございます。 環境省で容器包装廃棄物３Ｒ推進モデル事業というような位置づけになってございます。杉並区としましても、サミット株式会社が実験のパートナーという姿勢で、推進モデル店へ説明要員の配置をし、積極的に支援をしているところでございます。 ５ページ３、再使用が、３Ｒの２つ目になります。記載のとおり、リユースということは、使い終わったものを捨てないで再び使うというところでございます。 ６ページをご覧になっていただきますと、杉並区の取り組みでございますが、ＮＰＯ法人のすぎなみ環境ネットワークに支援をお願いして、記載のとおり大型の家具等、不用品の情報、フリーマーケットの運営、それからここで特徴的なのは、ディッシュ・リユース・システムということですが、いろいろな催し物の中で、大規模なイベントの中で使い捨て容器を使用せずに、容器を洗って、さらに使い回しをするというような、ごみを減量させる大きなポイントになってございます。この取り組みが平成15年からスタートしておりまして、環境博覧会の中でも、大きなごみの減量に寄与しているところでございます。 それから、３Ｒの３つ目でございますが、リサイクルとは何かということで、ご存知のようなことですが、リサイクルについて記載されてございます。 主に、杉並区の取り組みの(2)でございますが、資源の日に、ここでは集積所回収で、古紙、びん、缶、ペットボトル、それからプラスチック製を容器包装の一部地域で資源として回収してございます。その集積所が、約２万3,000ヶ所ございますので、区民にとって利用しやすい回収方法をとって進めているところでございます。 また、拠点回収、集団回収をさせていただいてございますが、特に拠点回収のペットボトルについては、スーパー・コンビニエンスストアー等の店頭、今回、若干この集積所回収を拡大していくということになってございます。 また、ウの集団回収でございますが、区民が主体的に集団で古紙、びん、缶、古布などを資源として回収するわけでございます。おかげさまで登録団体も、約260団体ということで年々増えてございます。１キロ当たり６円の報奨金を出してやっているところでございますが、団体に対する取り組みが非常に活発になってきているという現状でございます。 また、エの生ごみの処理機、それからコンポスト容器の購入助成を制度として行っているところでございますが、区民の方が、この制度について活発に活用をされ

	ているところでございます。ちなみに、生ごみのコンポスト容器については非常に要望がございまして、要望が多い場合には抽せんというようなところになっております。 それでは、８ページをご覧になっていただいて、これは参考までに杉並区内のいろいろな資源の回収が書いてございます。いろんな資源回収の品目なり、回収場所が記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと存じます。 また、９ページ以降、リサイクルの主な種類ということで、非常に詳しく記載されてございますので、これは後ほど十分ご覧になっていただきたいと存じます。それぞれリサイクルの主な種類、それから資源の再生利用の流れを通じながら説明がされてございますので、杉並区の取り組みについてご覧になっていただき、ご意見をいただきたいと思います。 私からは以上でございます。
清掃管理課長	残り２つの資料をご説明させていただきたいと思います。 資料ナンバー４でございますが、「データブック（資料集）」ということで、杉並区、東京都に係る数値をいろいろと集めてまいりましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。23区における杉並区のリサイクルの状況とか、ごみの排出量等々を記載してございますので、その中で今後の審議の資料にしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。 それから、資料５として、前回の処理基本計画に係る諮問、答申という形で、前回は清掃審議会から答申をいただいておりますので、この答申文の一部でございますけれども、これをお示しさせていただいております。 計画自体は、大変細かな計画となっておりますけれども、この審議会の内容は、これをご覧いただければおわかりいただけるかと思います。杉並区の今後の清掃事業の方向性でありますとか、向かうべき方向というものを、この審議会の中でご議論いただき、答申を頂戴したいと思っております。この答申を受けまして、区では処理基本計画という形で具体的な計画を策定してまいりますので、これを今後の議論の参考にしていただければと思います。 私どもの資料説明は以上でございまして、そのほかに資料６、７として「杉並ごみ半減プラン」と「23区清掃とリサイクル2005」という資料も合わせてご送付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。 どうもありがとうございました。
会　　　長	どうもありがとうございました。

	では、今日、事務的なことで、簡単なご質問がございましたらお願いいたします。
Ｖ　委　員	ちょっと資料の中身についてお尋ねしたいんですけれども、まず資料１の３ページ目ですけれども、数値目標と達成状況ということで、ここに総排出量がマイナス8.2％で達成率53.6％となっています。これは数字が合わないと思うのですけれども。 資料４の９ページで、２番目の表ですけれども、17年度に５％減と書いてあるんですけれども、多分この数字の写し違いと考えてよろしいんでしょうか。これだと達成率54％というのが、つじつまが合いそうなんですけれど、もし、10％減でマイナス8.2％をいっているんだったら、かなりもっと数値が上がっていなきゃいけないわけですよね。
清掃管理課長	この数値については、減量の実績がマイナス8.2％で、計画目標、10年後の目標に対する達成率53.6％というような数字になっているかと思います。
Ｖ　委　員	それだと、ちょっと根拠がおかしいような気もするんですけれども、違いますか。 例えば、現状の40％減、２番目の家庭系がマイナス6.7％で達成率が16.8％、合っていますよね、大体比率がね。それから、その下の事業系のごみが10％減で、マイナス14.4％で143.7％いっていますよね。後ろの方の実際の数値で、平成17年度は５％減と入っているんですよ。それを置きかえれば、多分、ここの50何％というのが合うのかな。最初、何で違うのかなと思って、全部資料を読んでいったら、そういうふうに読めるので、多分これは置き違いじゃないかというふうに思うんですが。ちょっとこれ、後で調べてください。
清掃管理課長	はい、すみません、後で整理して、後半でご報告させていただきます。
Ｖ　委　員	もう一点、お尋ねしたいんですけれども、これはごみ減量担当課長の管轄ですけれども、資料３の３ページ、マイバッグ製作教室とございまして、私は、環境ネットワークで委託を受けている側になりますので、ありがとうございます。年２回と書いてございますけれども、通常１回で、１日で午前、午後でやっていると解釈していたんですが、この辺は私どもの受け取り方が違うのかどうかお聞きしたいのですが。
ごみ減量担当課　　長	そうですね。その辺の解釈を、後ほど調整させていただいてよろしいでしょうか。
Ｖ　委　員	もう一度やっているのは、ネットワーク独自の単独事業、自主事業でやっています

	ので、１回目のときに、不足分があった場合だけ、フォローしなきゃいけないということで区の方からご指示いただいていると思うので、本来１回で、２年ともそれでやっているような気がするんですが、ご確認ください。
ごみ減量担当課長	では、その辺の内容はちょっと確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。
会長	内容じゃなくて、事務的なことでお願いいたします。
Ｋ委員	今、Ｖ委員のおっしゃった資料１の３ページのところで、この数値目標と達成状況ですね、これ何遍読んでも、理解できないんです。ということは、ここにございます総排出量というのは、家庭系のごみ排出量と事業系のごみの排出量がプラスになったものと理解してよろしいわけですね。まず１点、確認させていただきたいんですが。
清掃管理課長	そのほかに質問がございますか。
Ｋ委員	ちょっと待ってください。返事をもらわないと次の質問が出ないんですよ。 といいますのは、私はこれをずっと見ていて、総排出量というのは、家庭系のごみの排出量と事業系のごみの排出量のプラスになったものだろうというふうに常識的には理解するわけですが、そうしますと家庭系がマイナス40％で、事業系がマイナス10％、このマイナス40足すマイナス10がマイナス10になりっこない、マイナス20とか30になるはずなんですよ。それから、基本的に、そういうことになると数字が全然わからなくなってくるんですね。だから、まずこの辺の根拠というか説明をお願いしたい、それが１点目です。
清掃管理課長	まず、家庭系の排出量というのは、１日１人当たりという単位でご説明を申し上げておりまして……
Ｋ委員	だから、715も429であれば、これは確かに６掛けになっています。なっていますけれども、それを人数割にしてずっとやっていった場合には、今言ったとおり一番大きなつかみ方としてですよ、マイナス40とマイナス10を足したらマイナス10になりっこないですよね。もっとマイナス20とか30とか、特に家庭系が多いわけですから、場合によってはマイナス35ぐらいになるかもしれないと思うんですよ。何でここで、トータルで総排出量がマイナス10になるのか、その辺のご説明をいただきたいということです。
清掃管理課長	ではちょっと整理をして、後ほどまとめてお答えさせていただきます。申しわけございません。
Ｋ委員	わかりました。

	２点目、今度、事務的な問題です。 資料２の７ページのところ、これ真ん中のところに、「また、循環型社会の形成」云々と、こういうところがございますが、その中で、まず「また」から７行ですね、これはあれですか、容リ法のところの平成７年度を指して言っている文言でございますかという質問です。
清掃管理課長	恐れ入ります。もう一度お願いできますか。
Ｋ　委　員	この７ページのところに、「また、循環型社会の形成を推進し」云々というところが、トータルで７行のところで、「リサイクルを支えていくという新たなシステムを構築しています。」ここまでの文章というのは、容リ法で言うところのここにあります平成７年度に制定された内容について書いているわけですか。それとも、改定が、容リ法は18年度になされているわけですけれども、平成18年度のものについて書いてある文章なんですか。ちょっと文章を読んでいても意味がわからないんですが。
清掃管理課長	この上段の内容は、平成７年度において法の施行により新しいシステムが構築されたと……
Ｋ　委　員	だというふうに理解したいと思いますが、そうしますと、ここ４行目にあります「循環基本法の基本理念に即し」と、循環基本法というのは平成12年にできているわけですよね。後からできた法律に基づいて「即し」という表現というのは、いかにもおかしいのではないかと思うのですが。 事務的には以上２点です。あといろいろ、また申し上げますけれども。
清掃管理課長	では、もう一度、確認をさせていただいて、お答えさせていただきます。
会　　　長	お願いいたします。 他の方、いかがですか。よろしいですか。また、内容については今後、十分検討させていただきます。
Ｍ　委　員	内容については、２月の時点でまた質問をさせていただいて、ご説明いただけるということでしょうか。
会　　　長	今日、定例会で、他にございますので、その辺、ご遠慮のほど、できましたらお願いします。 では、たくさんご疑問あるかもしれませんけれども、次回以降に内容についてはご検討願えたらと思います。 よろしゅうございますか。 では、今日のご説明をもとに読み返していただいたり、ご疑問の点ありました

	ら、次回以降でご質問、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。 せっかくですので、副会長、ご専門でずっと長らくやってこられたし、それから海外のコンサルティングなども活発にやられているのを私、よく存じておりますので何か若干コメントお願いいたします。
副　会　長	ありがとうございます。私だけが発言するような内容でないと思いますけれども、今もご指摘にありましたように、区から発生しているごみは、いわゆる産廃を含めた事業系一廃と家庭から出る廃棄物ということで、私も今、見ていて、家庭系と事業系がどうなっているのかなと思いました。家庭系が700ということは、まだこの中に、八百屋などの事業系が、150ぐらいは入っているというのが私の理解です。今、国の調査でも同じようなことを行っていますが、私自身は事業系、家庭系というのはもう少し厳密に区分けして議論しないといけないと思います。実際の主体が商店であったり、一般家庭ということで、それぞれの主体のどこが努力すればどうなるのかというときに、都が出している数字もあいまいな数値だと思いますので、やはり杉並区できちっとした数値があって欲しいなというのを感じています。 それと、今日のサーマルの議論ですけれども、プラスチックを混ぜるということと同時に、一方で大きいのは厨芥類があります。エネルギー利用するということは、プラスチックをどう扱うかということと、厨芥をどう扱うかということによって非常に大きく変わってきますし、ごみ減量化の中でも、この２つが多分、これから大きい意味合いを持ってきます。厨芥をはずす、あるいはコンポストとか、違った今の食リ法に対応していくような、特に事業系一廃ですが、そのようにしていくことによって随分動くと思います。杉並区というところは、先ほどご指摘があったように、最後に残された清掃工場、あと１カ所、光が丘かどこか、更新が残っていたと思いますが、更新が残っているのは東京都の中で２カ所の処理場だけで、これがどういう処理場になるかということで、2030年ぐらいまでの東京都の処理体系が決まってしまう。そういう非常に大きいテーマを抱えている、事情を抱えている区だということも、一つ大きいと思っています。 今日はいろいろと見せていただいて気がついたことは多くありますが、やはり今日のご説明にあったように、家庭系と事業系というのをどうとらえて、それは商業活動、工業活動、あるいは皆さんの家庭の活動ということをきちっと実態に合わせて、その中で何をやればどうなるのか、何をやればどうごみ量が変わっていって、杉並区のごみ量が減るということと同時に、杉並区にできる工場が杉並区に対して

	どういう影響を及ぼすのか、あるいはそういう処理場を持つ区が主体的にどういうことを、他の周辺の区にもご提案していくのかというところまでかかわるのかということで、実は興味と同時に、かなりしんどい会なのではないかなと、今、思っているところでございます。
会　　長	どうもありがとうございました。 では、次に進みます。 報告事項の１、「杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について」、２番目が「平成18年度一般大気中のアスベスト濃度の測定結果について」、以上、環境課長の管轄ですのでご説明をお願いします。
環境課長	まず１点目の「杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について」でございますけれども、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。 これは京都議定書の杉並区役所版ということになるわけですけれども、一応、平成11年の４月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されまして、各自治体が温室効果ガスの抑制実行計画の策定を義務づけられてございます。区は、区役所自身が取り組むための計画としまして、１次計画ですけれども、平成14年の１月に地球温暖化対策実行計画を、それを策定してございます。具体的には、ＩＳＯ14001環境マネジメントシステムの取り組みによりまして成果を上げてきてございます。このたび、区がこれまで取り組んできた「第１次実行計画」の達成状況がまとまりましたということと、それから18年度以降、22年度までの「第２次実行計画」を策定したというものでございます。 まず、計画の位置づけでございますけれども、裏面をご覧いただきたいと存じます。 実行計画の位置づけでございますけれども、一番上の上位計画に、杉並区の環境基本計画がございます。この左側に、杉並区地域省エネビジョンと、それから杉並区地域省エネ行動計画と記載されてございますけれども、これは杉並区の地域としての取り組み計画でございます。 右側の実行計画が、区役所自身の実行計画ということになります。具体的には、杉並区の環境マネジメントシステムと教育機関の環境マネジメントシステムで実行していくという位置づけになってございます。 表面にお戻りいただきたいと存じます。 まず、２番目の第１次実行計画の達成状況でございますけれども、対象年度が平成13年度から17年度になってございまして、目標が平成17年度の温室効果ガス総排

	出量を平成11年度比で8.1%削減というものでございまして、達成状況は8.9%削減ですから目標を達成してございます。 それから、第２次実行計画の概要でございますけれども、これは平成18年度から22年度ということになりまして、対象の範囲は、委託事業を含めた区の全ての事務及び事業ということでございます。 それから、対象とします温室効果ガスでございますけれども、大半は二酸化炭素ですけれども、それ以外にはメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類としてございます。 目標でございますけれども、杉並区の地域省エネビジョンがございまして、その中で二酸化炭素の排出量は、平成22年度までに平成２年度比で２%削減というのが杉並区の目標になってございますので、これに合わせる形で算定してございまして、温室効果ガスを平成22年度に平成11年度比で10%削減という目標を立てさせていただきました。 一番下の課題と今後の取り組みでございますけれども、温室効果ガスの排出量自体は、今、電力増等の要因がございまして、増加することが予想されるということで、今後さらに削減を上乗せするという極めて困難な状況に対処しなければならないということでございます。そのため、ＩＳＯ14001の取り組みを十分検証しまして、電力、ガソリン、ガスの削減を中心に継続的な取り組みを改善しながら推進していきたいという考えでございます。 これは本当に概要しか記載してございませんので、詳細につきましては区のホームページでご覧いただければと存じます。 続きまして、「平成18年度の区内の一般大気中のアスベスト濃度の測定結果」でございます。 これは10月13日に、区内の３地点で実施した結果でございます。区内３カ所、大体平均になりますように、清水の科学館、それから高井戸駅前事務所宮前分室、宮前図書館、郷土博物館ということで、バランスをとりまして測定をさせていただきました。 その結果、空気リットル当たりですけれども、科学館と郷土博物館が0.1本、それから高井戸駅前事務所宮前分室・宮前図書館が0.1本未満、という結果でございました。 この下段は参考となってございますけれども、これは一昨年の結果でございます。

	なお、このアスベスト濃度でございますけれども、これは空気を吸引しまして、ろ紙に採取したアスベストの繊維の本数を顕微鏡を使って数えまして、その本数を吸引した空気の量で割って求めるという方法を使ってございます。 参考としまして、東京都が都内の幾つかの地点で調査した結果、それから都内の他の自治体で調査された結果が、下、それから裏面に記載されてございます。これらと比較しましても、杉並区の値は低い値となってございますので、安全は確認されているものでございます。 この２点につきましては以上でございます。
会　　　長	では、最初の「杉並区地球温暖化対策実行計画（第２次）について」ということで、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。
Ｔ　委　員	非常に単純なことなんですが、第２次の計画の３、⑵で委託事業を含めた区の全ての事務及び事業という、この区というところのあらわす範囲というのは、先ほどの裏のページの杉並区の地域の意味合いまで含めているのか、ではなくて杉並区役所という意味合いのその範囲のことをおっしゃっているのか、その辺を確認させていただきたいんですが。
環境課長	ここで申していますのは、区役所の本庁を含めました区の公共施設でございます。ですから、逆に省エネビジョン、それから省エネ行動計画につきましては、これは区内の事業所だとか家庭等もすべてを含む、そういったものでございます。
Ｔ　委　員	わかりました。
会　　　長	ほかにございますか。
Ｏ　委　員	ちょっと教えていただきたいんですが、この杉並区役所及び教育機関の今回の１次実行計画、２次実行計画も同じ基準でおやりになるんでしょうが、温室効果ガスの総排出量で見ておられますよね。それに対しての地域の省エネ行動計画、ビジョンですか、こちらの方はCO_2の排出量を基準にしているわけですが、CO_2の排出量で考えた場合には、今の区の１次の達成状況、これは温室効果ガスの総排出量になっているわけですけれども、この中でCO_2ということで並べた場合には、どういう感じになるんでしょうか。それが１つ。 それから、もう一つは、行政の方で、計画実績はこういうことでわかるわけですが、それ以外の例えば区内の事業所であるとか、あるいは家庭ですね、こちらの方はどういうふうにとらえて、それから今後どういうふうに進めていこうとされているのか、ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。 以上です。

環境課長	杉並区役所の温室効果ガス総排出量の中で、二酸化炭素の占める割合というのは、実は99％ぐらいが二酸化炭素になってございますので、実質的にはメタンとか一酸化二窒素とか、ハイドロフルオロカーボンの寄与する率というのは極めて少ないということになりますので、これは仮に二酸化炭素に置きかえたとしても、この数値自体は余り変わりはないと、そういった数値になってございます。 ただ、なぜここでこういったものが入っているかといいますと、これは法律の中に規定されているということで、これは入れさせていただいているものでございます。 それから、区内、それから家庭だとか事業所のCO_2でございますけれども、これは先ほど申し上げました省エネルギービジョン、それから省エネ行動計画をつくる際に、委託事業としてどのぐらい使われているかということも計算させていただいてございます。それから、今、特別区で、共通に使えるような計算式等も検討中でございまして、そういったものを使いまして、実際には東京ガスや東京電力から、区内のデータをいただきまして算定するという方法をとってございます。
O　委　員	どうもありがとうございました。 家庭というのは、やはりウエートとしては非常に大きいし、例えば博覧会にしても何にしても、いろんな形で努力をして、浸透させていかなくてはいけないという努力をしているわけですが、今後の家庭についてのやり方はどういうふうに考えていくかですね。事業所とか行政の方は、例えばＩＳＯ14001とか、その他のいろんな手段がありますから、これはやりやすいと思うんですけれども、家庭ということになるとなかなか大変ですよ。大変だけれども、しかし非常に大事なことなので、この辺を今後どのように考えていただくかですね。
環境都市推進担当課長	地域の関係ですと、私の方が担当になりますので、答えさせていただきます。昨年６月に策定をしました地域省エネ行動計画に基づいて、作戦２が主な家庭系の関係なんですけれども、やはり一番は啓発を中心にやっていきたいというふうに考えてございます。 その啓発の内容につきましては、行動計画の中で、ウェブサイトもそうですし、あるいは省エネ宣言というものを中心にしていますので、また行動計画を進める中で新たに違ったものが出れば、そういった新たな啓発方法につきましても、取り入れて進めていきたいと考えてございます。
O　委　員	ひとつよろしくお願いします。私どもも、ぜひ一緒になって、みんなでやっていきたいと思います。

Ｋ　委　員	このマイナス10％の根拠は、区の目標に合わせたということで、そうするとちょっと質問しづらいわけですが、平成22年までででマイナス10％とされた場合に、区の事業ということになると、いろんな主要な施設がございますよね。それから、当然、エネルギーを使うということで、区職員のプラスマイナスの問題とか、区が使っております車両の数の問題とか、非常にエネルギーのプラスマイナスに大きな影響のあるようなものについてのカウントというか、考え方というものについてはどの程度反映されているのか、ご説明をお願いしたいんですが。
環境課長	この報告の最後の課題と今後の取り組みのところ、１行、書いてございますけれども、ＩＳＯ14001の取り組みを十分検証しながら、電力、ガソリン、ガスの削減と記載してございますけれども、これは区の場合は、それぞれの施設すべて細かくカウントされてございます。本庁におきましては、経理課の方で算定するわけですけれども、それぞれの施設につきましても、実際に電力はどのぐらい使っただとか、それからガソリンはどのぐらい使ったと、区内全体と違いまして、かなり細かいところまで把握が可能でございますので、その辺は押さえてございます。 　具体的に、今、ＩＳＯの中で、それぞれの部署にそれを監査する内部監査員を置いたりだとか、それからそれぞれの個別の責任者を置いてございますので、例えば電気一つをとりましても、５時半ぐらいになりますと一斉消灯をかけたりだとか、それから自動車の車両の使用を抑えたりだとか、どういった車のエネルギーを使うか、細かく指定をさせていただいて、コントロールしているというところでございます。
Ｋ　委　員	例えば小学校で、統廃合という問題もちらほら耳にするわけですが、そうすると学校が１つ減れば、当然エネルギーというのは減っていきます。それから、例えば区の職員の数も、これだけ減らしますよというのを時々新聞なんかで見ますけれども、当然そういうマイナスの要素が出てくるわけですね。そういうものは、本当にこのマイナスの10％の絡みの中でカウントされているかどうか、そんなことを、実は裏の質問として出したかった。車についても同じなんです。
環境課長	今の関係でございますけれども、確かにこの法律、地球温暖化対策法なんですけれども、この法律というのは総量で規制してございますので、総量で全部報告を上げると、目標自体も総量で上げるということになってございますけれども、実際に、ある一定の単位面積当たりでどのぐらい減ったのかだとか、データとして把握していまして、コントロールをしているというのが実態でございます。
副　会　長	ただいまこの実行計画を報告いただいて、この審議会では、例えば今のご質問の

	ように、学校の場合、エコスクール対策などを含めて、では学校単位でどういうことが行われて、全体的に学校でどういう効果を、それが子供たちにどういう影響を与えているとか、そういう非常に幅広い議論ですね。こういう報告がされて初めてなので聞くのですけれども、これについて意見か、質問をするとか、あるいはわからないことがあったら聞いておいて、いずれかのときに、このテーマについて、例えば環境基本計画について審議があって、そこで具体的な審議をすればいいというとらえ方でよろしいのか、お聞かせいただけますか。 審議事項と報告事項というのが、どういうふうに区別してお答えすればいいのかということなんです。
環境課長	報告事項とか審議事項ということで、審議ですと皆さんに答申をいただくと、そういったことはございますけれども、報告はあくまで報告ということになりますけれども、一応、区の事業の中で皆様方の意見というのは、大いに参考させていただきたいと考えているものでございます。
副　会　長	何か基本的な意見があったら述べてもいいということでしょうか。
会　　　長	本来だったら、はっきり報告事項の中にも、皆さん方からご意見いただきたいときは、それは審議事項として議題として掲げるということ。それから、例えば一つの成果があったから、それを報告しますというときには、そのペーパーをもとに報告するというように、きっちりと分けるというのが、場合によっては行われているわけなんですけれども、杉並の場合は、すべてほとんど報告事項というような形で出てきますから、ある部分については、そういう意見を幅広くいただくと、頂戴するということになると思います。
Ｃ　委　員	この報告の中で、新たに平成11年度比で10.0％削減をするということなんですけれども、平成11年度比でいきますと、これまでの達成状況が8.9％削減なので、10％削減ということは1.1％、この５年間で削減するという計画ですよね。ということは、これまで8.1％削減目標に対して、8.9％削減してきたということで、かなりの実績を上げたわけですね。それからいきますと、あと1.1％を５カ年かけて下げていくよという計画なので、ちょっとそれでは低いんじゃないかなと思うんですけれども、その点どうなんでしょうね。実際、これまでの削減した中身が積み重なってくるものですから、目標としてその設定でいいのかどうか、そういう点でいかがでしょう。
環境課長	先ほども触れましたけれども、実はこの数字が、杉並区でつくりました省エネルギービジョンがございまして、省エネルギービジョンの場合は、平成22年度までに

	平成２年度と比べましてCO_2を２％削減しようというのが省エネルギービジョンの目標になっているわけですけれども、実態としては杉並区の場合は、非常に家庭系が多いものですから難しいということがございまして、CO_2自体は年々増加傾向にあるわけですけれども、それを一つの目標としては、区としてその目標を達成できるような形で、同じような形で目標を持ってきたといったところに、10%削減という数値を計算して立てたものでございます。
Ｃ　委　員	室温においても、これまでも、通産省の時代に28度設定ということでされていましたよね。これは区の庁舎だけじゃなくて、杉並区全体の家庭においても協力を願うような、そういう設定がやはり必要ではないかと思うんです。区の方ではかなり努力されて、これを下げてきたりと、この設定まで目標を達成してきたという実態があります。しかし、今これ以上、区の事業として下げるというのは大変困難な状況だと私は思うんです。杉並区全体として考えていかないとだめじゃないかと思うんです。先ほども話がありましたけれども、区民の皆さんに協力やその設定を願わないことには、区役所だけの努力では、本当、ワット数にしても幾らでもないんですよ。また、乗用車においても、車内の設定温度を28度ぐらいに上げたら大変でしょうけれども、22、23度にされていると思うんです。そういう点の努力というのも具体的に、例えば杉並区で走っている乗用車は、今この温度に設定してありますという報告があると、もっとありがたいんですけれども。お願いします。
環境課長	補足になりますけれども、今、区で取り組んでいるものの結果につきまして、実はポスターを作ってございまして、それぞれの施設、例えばこの本庁でいいますとエレベーターに乗るところに、どのぐらい達成できたかというのを張っているわけですけれども、これは区の職員だけではなくて、本庁に訪れます区民の方にも、こういった努力をしているんだということを知らせるべきじゃないかといった指摘を受けまして、作っているものでございまして、これからもホームページ、区報等を通じまして、区の取り組みについても知らせていきたいなと考えてございます。
Ｏ　委　員	今車の話が出て、この行政機関の車の温室効果ガスとの絡みについては、恐らくＩＳＯ14001で目的、目標をつくって、いろいろなことを検討されていると思うんですが、車というのは、区で今、サイクルアクションプログラムをおやりになっています。その関連とか、それから車というのは、もちろん行政だけじゃなくて、一般の区民が使っている乗用車も非常に大きなウエートを占めているわけなんで、そういう意味の横断的な形でとられた場合の車の使い方と、これはまちづくり全般に関連してきてしまうと思うんですが、道路のあり方とか交通規制のあり方まで含めた

	ところで考えていかないといけないと思うんですが、その辺はサイクルアクションプログラムと、この中での運輸の考え方というのは、何か連携づけていかれようとしているんでしょうか。
環境課長	これにつきましては、サイクルアクションプログラムとの直接の連携というわけではございませんけれども、考え方は同じような流れになってございますけれども、一応ＩＳＯの中で庁用車における排出ガスの抑制というのがございまして、できるだけ低公害車を増やしていこうということで、今現在、150台ある庁用車のうち、108台が既に低公害車になっているというものがございまして、そういった形で進めたいと考えてございます。 ただ、例のＣＮＧの関係でいいますと、庁用車、清掃車も含めてＣＮＧ車が多いわけですけれども、実際にスタンドが今、区内に１カ所しかないというようなことがございまして、区も含めまして一定程度の限界があるという状況になってございます。ただ、ディーゼル車も含めまして、今、比較的低公害化が進んでございますので、できるだけそういった形で進めていきたいなと考えてございます。
Ｔ　委　員	基本的な計画関係に関して、どういうふうにという意見等々は、今の一番最初のご説明を含めて次回回しなのかなと思っていたんですが、具体的な提案内容等も含めて今回のようなので、先ほど区でいろいろ広報をされているというご説明がございましたけれども、区がこんなことをやっているよ、だけではなくて、CO_2ならCO_2で、民生部分だとか家庭部分での占める割合が非常に高いわけですよ。そうすると、区がこういうことをやっているから協力してよ、だけでは、それは区がやっている、我々一般家庭、区民レベルでは、生活者レベルでは、それはちょっと該当しないなと、こういうことになってしまうと思うんです。 今のようなお話も広い意味で啓発の部分に入りますから、これから啓発をいかにしていくかというところが、非常に大きいところだと思うんです。その辺を今の地球温暖化にしても、それから前段の廃棄物の関係のものにしても、要は啓発をいかにしていくか、その具体的な方法をというのが、私は個人的には、見直しをしてでも、それこそ目的にするべき内容ではないかと思うんです。 ＩＳＯ14001で進められていますが、子分でエコアクションというのがあります。これは事業者だけでなくて、区の方でも事業者という位置づけでいろんなことをとらえられていますが、家に戻れば、事業者は実は生活者であるわけです。したがって、事業者を啓発すれば、生活者、一般市民も十分啓発につながっているわけですよ。というようなところまで広くとらえて、啓発というのをどういうふうにやって

	いくかというのを、もっと具体的に目的、目標に上がってきて、とらえていくべき内容ではないのかなと思っているんです。実は、次回にこんな話になるのかなと思っていたんですが、とりあえず関係するお話なので、前段のつもりで意見を出させていただきました。 以上です。
会　　長	大体、今のお話も含めて。まだございますか。
Ｍ　委　員	今のことに関連してなんですが、先ほどのご説明で、結構、家庭が占めている割合が大きいということだったと思うんですが、その家庭の部分というのが、統計などは、東京電力とか、そういうところを通して把握していくということなんですが、例えばレジ袋ような形で、家庭に啓発というか、もっと積極的に訴えていくというような計画はおありなんでしょうか。
環境都市推進担当課長	先ほど申し上げた地域省エネ行動計画の中には啓発がございまして、区民の皆様の啓発ということで、ウェブサイトの立ち上げ、省エネ宣言。この省エネ宣言につきましては、環境博覧会でも試験的にやっていただいています。これは、区民、環境団体の皆様にお力添えをいただきながらやらせていただいているものですけれども、その他、平成18年６月に策定しました地域省エネ行動計画の概要版を作りますので、これをできる限り皆様方のお手元にいくように考え、計画していきたいと思っています。
Ｍ　委　員	多分、レジ袋などは本当に区民全体に広がって、実際に協力する人の割合というのは、イコール100％ではないけれども、大きな影響を与えていると思うんです。こういう温暖化対策についても、例えば私の個人的な身近ですと、生協などでは、家計の消費電力とかを全部CO_2に換算して、毎月、みんなで統計を出して比べるというようなことをしているので、例えばそういうモニターを募るとか、家庭に対してアピールをしていくと、もっともっと効果が上がるのではないかと思うので、ぜひそういう工夫をお願いしたいと思います。
会　　長	ありがとうございました。まだおありかと思いますけれども、時間の関係もありますし、次に移りたいと思います。いろいろご意見が出ていますように、今日のペーパーでも裏面に、我々に関係するようないろいろな計画というのがあり、今回はここの部分だということはわかるんだけれども、皆さんが、ご質問をされたり意見を言われたように、もう少し幅広く杉並区としてどうなんだという話、現状がどうで、今後どういう計画があるのかということ、また機会を改めて全体的にご説明になられた方がよろしいかと思うんです。CO_2の問題、またヒートアイランドの軽減

	の問題、熱対策の問題を含めて現在どうなっているんだと、せっかく環境都市推進担当課長がいらっしゃるから、全体を通じて、今この辺の位置づけにあるんだと、全国の自治体の中で、一番、杉並が進んでいるんだというぐらいの気構えでやっていただきたいなと思います。皆さんも、そのように思っていられると思いますので、資料の収集と解析と今後のビジョンを、お願いしたいなと思います。 よろしくお願いします。 では、２番目のアスベストの関係でご質問、ご意見ございましたらお願いします。
K　委　員	簡単な質問をさせていただきます。 ちょうど１年か１年半ぐらい前に、この問題いろいろあったわけですけれども、区として、いわゆる補助金を出していくというようなお話でございました。実際に、今までの補助金の件数と金額だけご提示をお願いします。
環境課長	アスベストの補助金ですけれども、戸建てと事業所という形で分けていますけれども、18年度が戸建てが２件、それから事業所が４件、トータルで６件でございます。それから、昨年度が戸建てが２件、それから事業所が９件ということで、トータルで11件ということでございます。それぞれ30万円ほどの補助金をつけたものでございます。
会　　　長	ほかにございますか。
O　委　員	この測定結果の資料、上の表があるわけですが、３カ所とっておられるわけですが、この３カ所というのは、例えばこの施設からのアスベストの除去工事とか、そういうものが発生した場所と考えればよろしいんですか、拠点的にやはりとらえていくことになってしまうと思うんです。
環境課長	特別にそういったことではなくて、ただ位置的にバランスがとれるようにということで、また区の施設の中で選定したものでございます。
O　委　員	そうですか。これから区内で、例えばアスベストを使用している公共施設、それを除去していくというような工事計画というのがあるのではないかと思うんですが、その辺との絡みはどうなんでしょう。
環境課長	区の関係の施設ですと、区では営繕課が主体で実施してございますけれども、ほぼ調査と工事が終わってございまして、最後にもう１件ぐらい残っていましたけれども、ほぼ終了してございます。それから、実際にそういった除去処理をやる場合には、環境確保条例の中で、作業前後と作業中に、四方、アスベストの濃度を測定するということが義務づけられてございまして、必ずそれは区へ報告を上げること

	になってございますので、その辺の安全管理は、我々としてもやらせていただいているところでございます。
Ｏ　委　員	この中で、宮前図書館は今、工事をやっているところだと思うんですが、大体、区内では最後の方という考え方でよろしいんですか。
環境課長	そのとおりでございます。
Ｏ　委　員	わかりました。
会　　長	ほかにございますか。 では、次に進みます。 ３番目の「環境博覧会すぎなみ2006ポストイベントについて」、環境都市推進担当課長、お願いします。
環境都市推進担当課長	それでは、私の方から説明をさせていただきます。説明に際しましては、こちらのＡ４の片面印刷をしています資料と、そして席上に配付させていただきましたフルカラーの１面、そして裏面がございます。両面印刷のものを使って説明をさせていただきます。 環境博覧会すぎなみ2006ポストイベントにつきましては、１の開催目的に記載のとおり、環境博覧会を一過性のイベントとしないために開催をするものでございます。 今回のテーマは「地球温暖化防止」、これは昨年10月に行われました環境博覧会のサブテーマと同じものでございます。明日を担う子供たちにメッセージを送るため、親子を対象としましたもので、対象を絞り込んでございます。 ２の開催日時及び会場でございます。来月２月４日、日曜日、セシオン杉並で開催いたします。 ３の内容でございますけれども、こちらのフルカラーの両面刷りの方をご覧いただきたいと思います。 ホールと展示室の２カ所で行う予定になってございます。ホールの方では、３つほど催しがございます。エコ★エコクイズ大会、小学生以下を対象にしたクイズでございます。また、お話と歌、朗読と歌で「ほっきょくがとけちゃう！～サンタからのＳＯＳ～」という朗読と、あと歌で地球温暖化について楽しく学び考えることを目的としたものを行う予定です。また、人形劇「ＴＥＰＣＯおはなしきゃらばん～アダルナのうた～」、これは2005の環境博覧会すぎなみで行ったものを、また東京電力のお力添えをいただきまして行うものでございます。 また、展示室につきましては、記載のとおり午前10時から午後４時30分まで、省

	エネ相談コーナー、パネル展示を行う予定です。省エネ相談コーナーにつきましては、先ほど申し上げました環境博覧会のエネルギー把握と同じような中身で、省エネ相談を受け付けていきたいと考えてございます。 　また、資料、片面にもう一度戻っていただいて、４の広報・ＰＲですけれども、記載のとおり、このチラシを区内小学校・幼稚園・保育園・児童館また区内各施設に配布を予定してございます。ポスターの配布も記載のとおりでございます。広報につきましては、１月11日号に掲載をさせていただきました。また、ホームページの方でも掲載中でございます。 　私の方からは以上でございます。
会　　　長	わかりました。 　では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。
Ｎ　委　員	これから、ごみ問題もそうだと思うんですが、子供たちの学習ということはとても大事だと思うんですが、これも親子を対象にしたということで、大変いいイベントだなと思いますし、拝見しましたところ楽しそうだなということがすごく伝わってくるんですけれども、例えばこの中で子供たちができる温暖化対策という学習内容ですが、それはどの程度あるのかということ。あるいは展示などで子供たちが、例えば一つこういうことであれば、こんなふうに、これぐらいの分量で温暖化を防げるんだよとか、ちょっと地球に対していいことしたねみたいな展示などが予定されているのかどうか教えていただければと思います。こういう楽しいことで学べるというのが、最近よくあるんですけれども、楽しいだけで済ませてほしくないなと、せっかくやるのだからと思うんですが、その辺どうでしょうか。
環境都市推進担当課長	今ご質問いただきましたとおり、エコ★エコクイズ大会の方では、子供たちが、実際にどうすれば温暖化で、それを防止できるのかというような、少しハウツー(How to) 物も入ってございます。また、展示室にも、お子様連れですので、保護者の方だけへのメッセージではなくて、子供たちにもわかるような展示を目指していきたいと考えてございます。
会　　　長	子供に関しては、環境博覧会にキッズＩＳＯの発表会というのがありまして、ものすごく熱心に子供たちは、調査、研究をやってきまして、一つの会場がいっぱいになるぐらいに聴衆の方もいらっしゃるんですけれども、その機会にうんと勉強できるんじゃないかなと思っています。私、いつも聞くのを楽しみにしております。 　他にございますか。よろしいですか。では、次に進みます。 　４番目が「「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について」、

	５番目が「廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について」、清掃管理課長、お願いします。
清掃管理課長	それでは、私の方から２点、ご報告をさせていただきます。 １点目は、「「ごみ収集事業」の個別外部監査報告書に対する対応策について」ということでございまして、１枚の報告書概要と、それから報告書の本文からなっているものでございます。 平成17年６月30日から、記載のとおり個別外部監査人によりまして、杉並区のごみ収集事業についての個別外部監査が行われたものでございます。この外部監査につきましては、平成17年11月８日、当審議会にもご報告をさせていただいているところでございますが、個別外部監査の指摘事項につきまして、３に記載のとおり区内部でその指摘事項についての対応策を検討してきたものでございまして、18年11月に行財政改革推進本部会において報告、了承がされましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。 冊子の１ページ目をお開きいただきたいと思います。個々の内容については、概要版の方でご説明をさせていただきますが、１ページにございますように、次の１から５項目について、経済性、効率性、有効性の観点から監査が行われて、意見書が提出されております。項目ですが、⑴ごみ収集事業に関する事務事業評価及び政策・施策評価の検証、⑵ごみ収集のコスト分析とその効率性、サービス水準について、⑶資源リサイクル云々ということで、５項目にわたり監査が行われておりまして、10月に43件の意見・指摘事項がなされているものです。これらにつきまして、外部委託について、清掃職員関連について、作業計画関連について等、７つの項目に分けて、その対応策を検討してまいりました。詳細は、その３ページ以降に、上段に指摘事項・意見がございまして、現在の状況と、それから対応策という形でまとめさせていただいているものです。 概要版の方へお戻りいただきたいと思います。１枚の概要版の方にお戻りください。 ４の報告内容でございまして、意見に対し７つの項目に整理して、次のように整理をいたしましたという概要版です。 外部委託につきましては、家庭ごみの収集・運搬作業を民間委託する方向でさらに検討するという状況となっております。 以下、清掃職員関連についても、研修の充実であるとか、２人乗車等々について検討を行いました。

	作業計画につきましても、今後のサーマルリサイクルの実施に合わせて、大幅に今後は見直しを行っていくとしております。 資源化施設等々、以下、その記載のとおりでございまして、今回の清掃審議会の諮問をさせていただいている関係のところで若干申し上げますと、この報告書の冊子の７ページになりますが、資源回収関連についてということで、外部監査人の意見が出されておりまして、上の段にあります２ですが、リサイクル物品についてということで、資源の対象として、現在、不燃ごみとして選定している品目のうち、リサイクル率の向上のため、資源に選定できるものはないか再度検討すべきであるという意見が出されておりまして、これに対する対応策といたしまして、下段の方に書いてありますけれども、雑がみや生ごみなどの分別回収、リサイクルの方法を検討していくことが必要だろうというまとめをさせていただいております。 それから、冊子の14ページ、15ページのところでは、家庭ごみの有料化について、それから戸別収集について、それぞれ外部監査人からも意見が出されているところでございますが、今回これらにつきましては、当審議会に諮問をさせていただいている部分でもございますので、審議との整合性を合わせながら確定をしていくと考えているものでございます。 初めの「ごみ収集事業」の個別外部監査にかかる対応策については以上でございます。 引き続き、「廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について」ご説明をさせていただきます。 平成18年度のサーマルリサイクルのモデル実施につきましては、記載のとおり松庵と和田地区で、それぞれ記載の世帯で実施をさせていただいているところでございます。このたび、10月、11月の収集実績についてご報告をさせていただきます。 上段に松庵の１、２、３丁目地区の10月、11月分を、それから下段に和田１丁目地区の10月、11月分を示させていただいております。可燃ごみにつきましては、当初の見込みであります10％の増加となっております。不燃ごみにつきましては、50％程度の減少を見込んでおりましたが、数値にございますように、60ないし70％の程度となっております。 品川区、足立区、大田区の３区、ほかにモデル実施をしているところがあるんですけれども、他区のモデル実施では、ここの数値が30ないし40％ということで、不燃ごみが相当量減るというような数値も出ているわけですが、杉並区では60ないし70％程度に、この時点ではとどまっているという数字になっております。

	モデル実施の当初においては、他区においてもこのような数値が見られておりまして、今後はＰＲとか指導を進める中で、適正に分別をしていただくようにお願いをしてまいるつもりでございます。 さらに、特徴的なところなんですけれども、プラスチック製の容器包装というところの欄をご覧いただきたいと思います。 松庵の地域のところで見ていただきますと、10月のプラスチック製容器包装は0.182トン増量で、103.3％という数字になっておるんですが、11月になりますと数量が増えまして111.8％に伸びております。これは和田についても10％程度というような数字が出ておりまして、皆様のご理解をいただきまして、プラスチックを資源として回収する事業というものが定着しつつあると考えているものでございます。 今後の対応でございますけれども、10月から実施ということで、まだまだ分別が徹底されていないという部分がございますので、ちょうど１月の繁忙期が終わった時点でございますので、事務所と連携をとりながらプラスチックを資源として出していただくようなことを改めてお願いして、区民の皆さんに協力をいただきながら焼却量の削減の方向につなげていきたいと考えております。 今日は資料ではお示ししておりませんけれども、12月につきましても、やはり可燃ごみ10ないし20％程度の増量、それから不燃ごみについては、比較で70％程度というところにとどまっているというのが現状でございます。 もう１枚めくっていただくと、廃プラスチックサーマルリサイクルに関する平成18年度の取り組み状況ということで、東京二十三区清掃一部事務組合が作成した資料がございます。 プラスチックのサーマルリサイクルにつきましては、各区が収集を行いまして、清掃一部事務組合が中間処理施設、清掃工場で焼却を行っているわけなんですけれども、これまでの焼却と異なりまして、プラスチックまじりのごみを焼却するということで、実証の確認を行っているところでございます。 表の中にございますように、18年度実施のモデル地区は、品川区、足立区、大田区、杉並区の４区になっておりまして、それぞれモデル実施の開始時期が異なっております。品川区では７月１日から、足立区、大田区では９月４日、杉並区は10月２日という形になっておりまして、それぞれの実施時期に合わせて環境測定を行っているものでございます。 もう一枚めくっていただきたいと思います。品川清掃工場モデル収集可燃ごみの焼却実証確認結果という資料がございます。

	これは先行しております品川区の廃プラスチックのサーマルリサイクルに係る清掃工場での焼却に伴う調査によるデータでございます。 ２にございますように、実施工場につきましては、記載のとおり品川清掃工場で焼却をしているものでございまして、８月21日から８月28日までの間、調査を行ったものです。 ４番にございますように、測定項目は記載のとおりでございまして、排ガスは26項目＋ダイオキシン類ということで、排水、焼却灰、ごみの性状等々の調査を行っております。 一番最後の表をご覧いただきたいと思います。 ５、確認結果というところでございます。これは品川清掃工場におけるデータでございます。排ガスにつきましては、ここに記載のとおり、測定結果はすべて法規制値及び協定値を下回ったということで、排水についても同様でございまして、それぞれの項目について焼却に伴う数値の変動等はないという報告が行われているものでございます。 一部事務組合の作成した参考資料というところで、杉並清掃工場の今後の予定でございますけれども、表の中に記載のとおり、杉並清掃工場におきましては、11月13日から11月20日の間、調査、測定を行っておりまして、これらにつきましては本年２月中旬ごろに、その結果を取りまとめる予定となっておりますので、またこれらの調査結果、実証確認結果が出ましたら、それについて当審議会でもご報告をさせていただきたいと思っております。 私からは以上でございます。
会　　　長	わかりました。 では、最初の方の「個別外部監査報告書に対する対応策について」ということで、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。
副　会　長	先ほどご指摘ありましたけれども、今回の審議会での見直しですね、その中で、ここでの課題は検討、あるいはコメントしていいということで、次回あたりからご質問していいということで考えていればよろしいんでしょうか。有料化の話もありましたし、委託の問題等もありますし、特に杉並区は厨芥、その他の資源化という言葉も中には入っていますので、かなり大きいテーマが随分入っているなと思ったんですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。
清掃管理課長	そのとおりでございまして、これは現在における杉並区の清掃事業に関して、個別外部監査を行ってご意見をいただいたということでございますので、また当審議

	会におきまして、杉並区の清掃事業に係る部分についてのご提言といいますか、ご答申をいただきたいと考えておりますので、ぜひご意見を頂戴したいと考えております。
K　委　員	今、副会長がおっしゃったとおり、基本的には次回のときに回させていただきますけれども、１点だけ質問をさせてください。 というのは、今、副会長もおっしゃったように、この外部委託の問題ですけれども、特にこの対応策の中で書いてあることで、さらに検討するという、ほかのことはみんな検討するなんですね。さらにということは、相当検討が進んでいるやに私は理解します。 さらに、聞くところによりますと、平成19年度からこの外部委託が始まるとか、そんなうわさも書いているわけでございますけれども、そうすると次回以降やっていても、ちょっと時間的な問題があるかということもございますので、現段階でこの民間委託についても、決定しているというか、検討している、この内容についてお話いただきたいと思います。
清掃管理課長	委員ご指摘の平成19年度から委託云々ということについて、どの点をご指摘されているのか存じませんけれども、この個別外部監査につきましての検討については内部で行っているものでございまして、まだ公表ができる段階ではないということでございます。 ただ、清掃事業を行うに当たりましては、区の事業、他の事業と同様に、効率的な事業運営というのは行政の責任でもありますので、それらにつきましては、この監査結果を待たずに、できるものは効率的な運営を図るというのは行政の責任だと思っておりますので、個別には対応しているところでございます。
K　委　員	平成19年度からすぐスタートするということでは考えていないと理解してよろしいですか。
清掃管理課長	この個別外部監査に係る民間委託は、冊子でご覧いただけると思いますが、平成19年度中に方針を決定すると考えているところでございます。
U　委　員	幾つかのご質問と重なるかもしれませんけれども、今、諮問いただいている内容と相当重なってくる事項がございまして、ここに平成17年の10月に行革の推進本部のもとに、この対応報告をまとめたと書かれておりますけれども、区の考え方が現時点でも、この対応策のようなものであるということを前提にして考えてよろしいということでしょうか。 といいますのは、私も細かくはまだよく読んでおりませんけれども、先ほどの外

	部委託のことですとか、それから資源回収関連の施設ですとか、いろいろこれから考えて論議が必要なところが多いと思いますけれども、この対応策にある程度縛られた論議をせざるを得なくなってしまうのかなと、そんな感じもしておりますけれども、その辺について区はどのように考えていらっしゃるか、伺っておきたいと思います。
清掃管理課長	清掃事業、諮問の事項につきましては、率直なご議論をいただければと思っております。その答申を受けまして、区は現実の問題として、それをどのように具体的に施策に反映していくかというのを、また区の内部でも検討をさせていただいて、計画化をしていくということになりますので、一つの区の考え方ということでは、そのとおりではございますけれども、審議会におきましては十分な議論を多角的にしていただきたいと考えているものでございます。
Ｔ　委　員	多少、今あるいはその前の質問とダブっている部分もあるんですが、外部機関による監査の報告の内容で、対応策としてそれぞれどうするという基本的な方向は表現されておりますので、そこの現状、どこまで検討されているのかというのは、実はご説明をいただけないかなと思ったところなんです。 例えば、４ページの清掃職員関連についての対応策の３、予備人員の適正についての一番下の方の「清掃事務所全体の定数管理の中で、見直しを図りたい。」ですとか、その次のページでも「見直しを実施する。」いずれにしても何らかの対応をお考えいただいているということなんですが、では今どこまで考えられるのかな、考えてあるのかなと。それは一切無視して審議していくというスタンスで十分なのかなとか、そういうことも考えたくなりますので、今ここまで考えているんだ、こういう方向はあるんだということはご説明いただけたらと思うんです。 個人的には、この予備人員の適正の中に、不法投棄の処理あるいはパトロール、こういったものもどういうふうに盛り込まれているのかなとか、そういったところも実は細かくはあろうかと思います。というようなことで、ここまで現状をとらえて方向を出しつつあるんだよとかいったようなところのご説明は次回で結構ですが、あるいは補足説明書でも結構ですが、いただけないかなというふうに思います。 以上です。
清掃管理課長	今、具体的なご質問ということでありましたけれども、これらのご指摘を受けた事項につきましては、区の内部で十分検討を進めているところでございますけれども、１つには清掃事業が抱えている課題というのがございまして、単に経済性だけ

	では進めない部分というのもございますし、これまでの関係を含めてやっているところでございます。 当審議会におきましては、やはり杉並区の清掃事業というものを、どういう方向に進めていくべきなのかという大きなところのくくりの中で、ぜひご議論をいただきたいなと思っております。それを実際の事業に、区の施策の中に反映させていくということではもう一段ございまして、区の中で個別計画を立てながら、実施計画、スリムプラン、職員の削減計画であるとか、そういう計画に反映させながら具体的に進めてまいりますので、当審議会におきましては、杉並区の清掃事業というところの方向性等を、ぜひお示しをいただきたいと考えているところでございます。
Ｔ 委 員	今、全体の議論を、ぜひ審議、答申してくれという要望であるというのは前回も理解したんですが、議論、あるべき姿論だけでやはり物は考えられないので、現実どうなっているのかなというのもあるわけです。したがって、ぜひ姿として、このところはもっと補強して検討いただきたいというところにもつながるかと思います。 ご趣旨はわかりますから、ただ我々の方から何らかの、これはどうなっているんだろうかという、いわゆる議論よりもっと下のレベルの疑問が出るのがございますから、それに関してはお答えいただいて、それは議論の範疇外だから関知せずではなく、ご説明いただきたいと、このように思います。
清掃管理課長	大変ありがとうございます。清掃事業に係る疑問点等については、いろいろとご意見をお寄せいただければ、それについてお答えをしてまいりますので、本日は時間的にございませんので、また別の機会に、文書でも結構でございますので、ご指摘いただいた分についてはお答えをさせていただきます。また必要なものは皆様にも同様にお示しする形でいきたいと思っておりますので、よろしくご指摘をいただきたいと思います。
Ｖ 委 員	１ページ目のところに、平成17年10月に行財政改革推進本部のもとにということで、「ごみ収集事業外部監査対応部会」を設置ということで書いてございます。今、これが対応部会でまとめられた意見内容と考えてよろしいと思うんですけれども、これを例えば、たまたま今ごみの問題で、この環境清掃審議会に諮問がおりていますから、この場にこれが出てきておりますが、もし、こういう諮問がないとしたら、通常だとどういう手続でこれが施策に落ちてしまうんでしょうか。その辺の経過というか、本来これに対応する、ちょっと１年間ぐらいかかって今これができ

	ているわけですね。たまたまこういう時期に諮問がありますから、諮問にかかったかと思うんですが、かからない場合は通常の行政の施策の中にすぐこれが落ちてしまうものなんでしょうか。その辺のちょっと扱いを、位置づけというか、教えていただけますか。
清掃管理課長	杉並区では、この清掃事業に限らず個別外部監査というのを数年にわたって行っております。それにつきましては、個別外部監査を行うに当たっては、条例に基づいて相手方を選定し行っておりますので、議会にもご報告をし、この結果につきましては委員会に報告した後、ホームページの方でもこの内容を公表させていただいているところでございます。個別外部監査について、審議会あるいは議会等のご意見をいただきながら、事業に反映していくという形をとっているものでございます。
O　委　員	私、全然わからないので教えていただきたいんですが、この中でいろいろ使われている「雇上（やといあげ）」と読むんですかね、雇上契約という言葉の意味するところですけれども、これはいわゆる一般の外注契約、外注業者、それも随意契約と競争の場合とが一般的にあるわけですけれども、どういうニュアンスが、この雇上契約というのにはあるんでしょうか。
清掃管理課長	清掃事業につきましては、平成12年度までは東京都が事業として行っていたものでございます。12年以降は各区の事業となりましたけれども、それまでの間、清掃事業に係る車の配車をする会社がございますけれども、そちらの方との関係等がございまして、また清掃事業につきましては、携わる事業者が少なかったということがありましたので、今は随意契約という形で契約を結びながら車の供給を受けているということで、これは私どもの中では「ようじょう」契約と読んでいるんですが、ちょっとそのまま普通には読めない、「やといあげ」と読むのが普通だと思うんですが、雇上契約という形で車の配車を、東京都の時代からの会社から、民間会社から供給を受けている契約を指しているものでございます。
O　委　員	そうすると、普通の一般に使われている外部委託契約と考えればよろしいんですか、それは呼び名が違うだけだと。要するに、お役所で使われている呼び方と、そう考えればよろしいですか。中身は一般の外注委託契約と一緒だと。
清掃管理課長	そのとおりでございまして、委託契約に係るものでして。 ちょっと１つだけ、誤解があるといけないと思うんですけれども、清掃事業につきましては、各区の責任においてやるという事業になっておりまして、その際の受託業者というのは、十分にそういった清掃事業を担うだけの資格とか経験を有する

	ことというのが法律の中で、廃掃法という先ほどの清掃に係る法律ということでご説明しましたけれども、その中に規定がございまして、必ずしも随意契約がいけないということではなく、そういったような十分資質のある業者を選定しなさいというのが趣旨になっておりますので、その点だけはちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。
O　委　員	これは一般的に言われている外部委託契約でも、やはり委託する内容にそぐわないような業者は対象にならないわけですから、そういう意味では一緒だと思うんですが、そうすると言葉としては、一般に使われている外部委託契約と考えればよろしいんですね。
清掃管理課長	はい、そのとおりでございます。
O　委　員	性格が違うというわけではないと。わかりました。ちょっと余り耳なれない、一般の人にはわかりにくい用語なものですからご質問したんです。
清掃管理課長	申しわけございません。
O　委　員	いや、別に申しわけないことなくて。
会　　長	どうもありがとうございました。また、延長戦で次回にお願いして、ほかの方に回りたいと思います。どうぞご了解のほどお願いします。 　次の５番目、「廃プラスチックサーマルリサイクルの実施状況について」。
B　委　員	１点だけなんですけれども、集めたものを今ここで、両方で10トンぐらい月にありますけれども、今、少ない量だから、工場のどこかにまず置いといて、そのうち、例えばトレーとかペットとかを、まず選別とかをしているのかどうか。それを、例えば１日30キロずつぐらいまぜて燃やしているのか。その辺の処理の仕方が書いていないので、それをちょっと教えてください。
清掃管理課長	お答えいたします。 　当該地から収集をしました可燃ごみについては、他の可燃ごみと同様に杉並清掃工場のバンカの方に投入をいたします。清掃工場では、ごみ質を均質にするために、このサーマル実施以前からそのとおりですけれども、攪拌といいますか、クレーンでごみを置きかえることによって、紙が多く入っているとか、木が多く入っているといいますと燃え方にばらつきがございますので、攪拌をするということでございますので、そういったような作業を行った後に焼却をするということでございますので、それは合わせて焼却を行っているという状況でございます。
B　委　員	例えば、和田１丁目は週に６日、わざわざ同じ１丁目を分けて収集しているのか、同じ町名は同じ曜日かなと思ったんですけれども、同じ曜日なら１日で入って

	しまいますよね。その辺はどうなんですか。
清掃管理課長	当該地域、和田１丁目であるとか松庵の１～３丁目につきましては、可燃ごみの中に廃プラスチックを含めて排出していただいておりますので、資源は別として収集しておりますけれども、資源とならないプラスチックは可燃ごみの日にお出しをいただいていますので、特別な車をしているわけではございません。可燃と一緒です。
Ｎ　委　員	私、いろいろ勘違いしていまして、プラスチック製品の容器というのは、折り畳み式の箱、回収用の箱などを利用して、きちんと認識してもらえるようにして集めているんだとすっかり思い込んでいまして、東京都の指定のごみ袋に一緒に入れて捨てられていると考えていたんです。それと、もし分別が上手にできていなくて一緒に入ってしまっている場合、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックがきちんと区別されていない場合は、清掃車の担当の方が、ちゃんと区別してくださいよというシールをよく張っているのを見ますけれども、そういう対応をされて、それで、かつこの数字だったのかなということをちょっとお伺いしたいんですが。
清掃管理課長	お答えします。 ご説明が悪かったのかもしれませんが、杉並区ではサーマルリサイクルを実施するに当たっては、プラスチックごみで資源になるものは資源として収集をしているものです。いわゆる「プラ」という表示マーク、識別マークのついているプラスチックは、燃すわけではなくて資源の日に資源としてお出しくださいということでお願いしています。それ以外のプラスチック、汚れていてリサイクルできないものは、可燃の日にお出しくださいということでお願いしておりまして、この可燃の日に出てきたプラスチックを清掃工場で焼却し、熱回収を行うというサーマルリサイクルを実施しているものですので、分別が徹底されれば、プラスチックごみは資源の方にお出しいただけるものというふうに考えておりますので、今後も引き続きそういった分別の徹底がなされるように皆様にお願いをしてまいります。モデル地区ではそのように実施をしているところでございますので、今回、年末年始の繁忙期が終了いたしたところでございますので、今後これらの両地区に対しては、さらに分別の指導に入りながら、ご協力をお願いしていくつもりでございます。 これまでも未分別のごみについては、分別ができていませんということで黄色い、イエローカードを張ったりして取りおくという形で区民の方にお知らせをしながらご協力をいただいているところでございますので、そのような形で今後は両地区に対して働きかけを行っていく予定です。

Ｖ　委　員	品川清掃工場の別紙のところのことでちょっとお尋ねしたいんですが、もしかしたら的確なお答えがいただけないかもしれませんけれども、今これで見ますと、最後のページで、バンカの中で廃プラスチックの割合が7.41％、特別に集めたものが15.47％ということで、実際に集めている量が１万5,000でモデル可燃ごみの搬入量が240ですから、搬入率が大体1.5％とここに書いてあります。もし、これをそのまま燃したとしても、今のやり方だと、プラスチックの混合率は、多分7.幾つか８ぐらいしか上がっていないんだと思うんです。例えば、これで燃焼実験をやっても、今までのごみとちっとも変わっていないというのが、私が受ける印象なんですが、その辺は例えば今後ある程度上げていくんでしょうか、それともやはりコントロールする、今までも７％ぐらい混ざって燃していると通常言われていまして、当然それは問題ないと。ですから、それでいえば試験的に燃しても、全く今までと変わらないごみの状態で、今、データが出ているのではないかという判断をせざるを得ないのかなと。その辺のことは、ちょっと今後どうなるのかも含めてお答えいただきたいと思います。
清掃管理課長	お答えいたします。 まだ各区においてはモデル事業という形で、地域を限定した収集を行っておりますので、パーセンテージは大変低い内容になっているかと思います。今、委員からお話がありましたように、通常でも６ないし７％程度は、清掃工場の可燃ごみの中にプラスチック系のごみが含まれているというのが現状でございまして、全区的にサーマルリサイクルが実施されても10数%だろうという見込みでございます。 なぜ、ほとんど変わらない数字でこういった調査を行うのかということでございますけれども、一部事務組合の説明でもございますけれども、安全については自信を持って操業しているわけですけれども、これまでと違うごみ質によって燃焼を行うということで、そういったごみ質が変わりますので、適宜調査を行って安全であることを確認して、それを皆さんにお知らせをしていくということで事業を進めているところでございます。
Ｖ　委　員	ということはあれでしょうか、もうちょっと将来的には全区的に広げた形の収集したもので、比率が上がったもので実験が多分期待できると考えてよろしいんでしょうか。
清掃管理課長	平成18年度は４区でモデル的に実施しております。平成19年度になりますと、23区のすべての区で、規模はまちまちでございますけれども、モデル的に実施をしてまいります。20年度になりますと、すべての区、地域で、その実施時期は各区がそ

	れぞれご判断というふうになりますけれども、20年度からは本格実施を行うとなっておりますので、順次こういった搬入量とか含まれる量というのが変動してまいりますので、そういった搬入に合わせて適宜調査を行って、安全であることを確認していくというふうに考えているところでございます。
Ｍ　委　員	この実験地区、モデル地区で資源とできるプラスチックのものは資源の日に集めたということですが、例えばこの集めた容器の取り扱いというんでしょうか、選別とか保管とか、そういうことはどういう場所で行ったんでしょうか。というのは、今後これを全区でやっていくときにも、資源化の施設の確保というのが大きな問題というふうに言われているので、そのことを何か知っていきたいと思うんですが。
清掃管理課長	お答えさせていただきます。 杉並区では、廃プラスチックのサーマルリサイクルを行うに当たっては、資源になるプラスチックは資源として集めましょうということで取り組みをしているところでございまして、平成17年度は確か650トンほどのプラスチックを集めておりますし、この平成18年度は区内の３分の１の地域で、プラスチックは資源としてお出しいただきたいということで取り組みを進めているところでございまして、今年度の予定量1,300トンほどの容器包装のプラスチックを資源として集める計画になっておりまして、ほぼその数値は計画どおり３月までで達成できるだろうというふうに考えているところでございます。 ご指摘のように、そういった集めた資源のプラスチックを処理するといいますか、資源化としてするためには、区の仕事として選別して圧縮こん包して保管するということが、容器包装リサイクル法の中で定められた市町村の責務になっておりますので、それらについては、現在は板橋区にあります会社の方に、そういった資源化の委託をしているということで、今年度の全量はそこの１カ所で賄えるということになっておりますが、平成20年度にはサーマルリサイクルを全域で実施するというふうに先ほどお話ししましたので、ということは平成20年度には全域でプラスチックの資源回収を行うということでございますので、今の規模の３倍程度の資源化施設を確保する必要があると。今３分の１のエリアでやっていますので、３分の３の地域を賄うだけの資源化施設の確保というのが必要になるということでございます。
Ｍ　委　員	そうすると、現在は区には資源化施設として使っているところはなくて、委託した会社がそのまま持っていってくれるというか、そういう状況ということでしょうか。

清掃管理課長	容器包装のプラスチックについては、区がその事業者の工場まで搬入を行っております。あとペットボトルについては、区内の事業者がございますので、そちらの方で現在は行っているということです。
M　委　員	そうすると、現在は圧縮とかこん包とかいうことはせず、そのまま持っていって。それとも、井草のところで圧縮をしていく。
清掃管理課長	井草は不燃ごみの中継施設ですので、そこは利用せず、収集した車を直接板橋に飛ばして積みおろしを行うという形でやっています。
M　委　員	そうしますと、ちょっとよくわからないんですが、圧縮、こん包とかはせず、例えばびんとかのような感じで、そのまま積んで持っていっているということですか。
清掃管理課長	プラスチックの資源としてお出しいただいたものは、いわゆるプレス車、清掃車に積んで、そのまま板橋区の方へ搬出しておるというところです。
M　委　員	そうしますと、先ほど、現在は３分の１だけれども、平成20年度になると３分の３になるということですが、その処理の施設という意味では、現在、別に３分の１を対象とした何か場所があるとか、施設があるということではないと考えてよろしいですか。
清掃管理課長	平成20年度に実施すべく、資源化施設の確保を今、探しているというところでございます。
M　委　員	現在は、別にないということですか。
清掃管理課長	現在、調査中でございます。
M　委　員	調査中で、実際にはだからないということですね。
清掃管理課長	平成18年度分の全量については十分賄える施設は確保できておりますので……。区内にはございません。
M　委　員	わかりました。
会　　　長	まだ、他にもございますし、時間も４時半近くになってきているから、これはここまでという話に限らせていただいて。
K　委　員	では、簡便な質問をいたします。 この松庵にしろ、和田にしろ、可燃ごみとして集めたものの中の廃プラのウエート、何%あったか、それが１点目。 それから、２点目に、その廃プラの中で、本来的に今、話があるような、プラスチック容器包装の問題、いわゆるケミカルリサイクルなりマテリアルの方に回すべきものは、その割合がどうであるか、その２点について教えてください。

	この間、実は清掃工場に行って質問したんですけれども、知りませんと、区から聞いてくださいと回答をいただきました。 以上です。
清掃管理課長	お答えいたします。 ただいま、ちょっと手元に資料はございませんが、組成の調査を行っておりますので後日お示しできると思います。不燃の中継所でもそうですし、可燃の工場におきましても、可燃は工場が責任を持ってやることなんですけれども、今回のサーマル実施に伴いまして、可燃ごみ中の組成も調査しておりますので、次回の会議にはお示しできると思います。
K　委　員	ということは、ずっと前からるる申し上げてきたわけですが、性悪説をとりますと、このプラスチック容器リサイクルなど言わずに、全部可燃ごみに回してしまうというおそれがあるわけですよね。そのために、あえてこういう質問をさせていただいているんです。お願いします。
清掃管理課長	杉並区は、プラスチックごみは資源としてお出しいただきたいということで仕組みをつくっているところでして……
K　委　員	性悪説をとるとそうなりますから、レッドカードをつけるという話もお聞きしておりますけれども……
N　委　員	すごい簡単な質問なんです。松庵と和田を選ばれたということは、きっと理由があるんだろうなと思って、想像するのは住宅地で古くからの住人がいらっしゃって、データがとりやすかったのかなと私は想像したんですけれども、この２区を使ったということは何か理由があるんでしょうか。
清掃管理課長	杉並区では、プラスチックの資源回収というのを手がけているところでございまして、こちらの両地区も以前からご協力をいただいている地域でございます。それと、あとは単位としての、モデルとしての実施規模ということから選らばさせていただいております。また、松庵と和田というのは、それぞれ清掃事務所のエリアに分かれておりますので、そういったようなところから、作業の都合もございまして、この両地区を選ばさせていただいているというところでございます。 あと、個別なところございましたら、ご指摘いただければ別のときにお答えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
C　委　員	これまでも何回も出してきたんですけれども、排ガスについて、これまで実証実験、実験について、実証確認がされているわけなんで、そういう中でこれまでも繰り返してきたんですが、1,000種類にも及ぶガスが発生しているよという学者の説も

	あるんですね。そういう点で、今、品川の調査でいきますと、26項目＋ダイオキシン類しか調べていないということなので、これはぜひとも炉内におけるガスの発生、どういうガスが発生したのか、それから煙突から出るガスについても細かく、どういうガスが発生しているのか、量にかかわらずこれは出す必要があると私は思っています。それで、ぜひともこの調査はしていただきたいなと思って要望しておきます。
会　　　長	では、ご要望ということですし、また機会がありましたらご説明のほどよろしくお願いいたします。 では、次に進みまして、６番目、「一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について」、７番目が「「落ち葉感謝祭2006」の実施について」、みどり公園課長、お願いいたします。
みどり公園課　　　長	みどり公園課長でございます。それでは、私の方から２件ご報告させていただきます。 初めに６番、「一定規模以上の開発事業等の報告（緑化）について」ご報告いたします。 これは敷地面積が3,000平方米を超えます建築物に伴う緑化計画についてのご報告でございます。今回、１件でございます。 資料の方をご覧いただきたいと存じます。 件名が、（仮称）住友浜田山四丁目新築工事ということでございまして、所在は浜田山四丁目５番。 資料の２ページをご覧いただきたいと存じます。 斜線で示してございます、井ノ頭通りに面します杉並南郵便局の北側の土地でございます。 資料１ページに戻っていただきたいと思います。 敷地面積が3,236.47平方米、建築面積1,285.30平方米となってございます。 建築物の状況でございますけれども、建築棟数が２棟、地上４階建て、地下１階の共同住宅でございます。 基準緑地面積585.351平方米に対しまして、計画緑地面積が602.407平方米、基準接道部緑化延長103.13メートルに対しまして、計画の延長は104.04メートルで、いずれも基準を満たしてございます。 緑化調整基準によります計画樹木本数は、記載のとおりでございまして、高木、中木、低木、いずれも基準を満たしてございます。

	資料の３ページをご覧いただきたいと存じます。 こちらに植栽計画の考え方を記載してございます。 また、資料の４ページには緑化計画図を、資料の５ページ、６ページについては計画樹木のリストを添付してございますので、参考にご覧いただきたいと存じます。 続きまして、７番の「「落ち葉感謝祭2006」の実施について」ご報告いたします。 Ａ４判の資料をご覧いただきたいと存じます。 前回の当審議会で開催の予定をお知らせいたしましたが、今回は開催結果についてご報告申し上げます。 実施日でございますが、資料に記載のとおり昨年の12月２日、土曜日、午前９時から中杉通り会場と井草森公園会場にて開催いたしました。 概要は記載のとおりでございまして、中杉通り会場につきましては、区役所と杉並第一小学校を結ぶ中杉通りの歩道上の落ち葉を、みどりのボランティアの方、あるいは地域の方々と一緒に清掃いたしまして、集めました落ち葉、約30袋、70リッターの袋に30袋でございますけれども、こちらを井草森公園に運びまして、イベント、あるいは当公園にございます落ち葉だめに入れまして、腐葉土づくりの材料といたしました。 また、井草森公園会場では、落ち葉プールや工作教室、あるいは焼き芋づくりなどさまざまなイベントを催しました。当日は好天に恵まれまして、中杉通り会場が46名、井草森公園会場が約600名の参加、来場者がございました。 また、この当日の模様は、昨年の12月18日から22日まで、区役所西棟ロビーで実施いたしましたリサイクルの普及啓発展示の中でご紹介したところでございます。 この落ち葉の感謝祭につきましては、来年度も継続実施したいというふうに考えてございます。 私からは以上でございます。
会　　長	では、まず「（仮称）住友浜田山四丁目新築工事」、これについてご質問、ご意見お願いします。
Ｔ 委 員	基本的な質問なんですが、今の時期、この時点でこの開発計画がここに出された意味合いは、単純な報告というだけですか。もう着工していますよね。
みどり公園課　長	はい、そのとおりでございます。

Ｔ　委　員	だから、こんなことが始まっているよというだけの話ですね。
みどり公園課　　長	緑化の推進といいますか、そういった一環で緑化の指導を行ってございます。その中での一定規模以上のものを当審議会にご報告させていただいて、こういった取り組みを行っていると。
Ｔ　委　員	確認が出ているし、したがってこの計画も許可を出しているわけですね。こういうふうに出したよ。単純に、ただそういうことだけですね。よほど何か具合の悪いことがあったら、言ってちょうだいというレベルですか。ちょっと嫌みな質問でございますが。
みどり公園課　　長	今、緑化の指導、建築の計画に絡めまして行っております。その中で、当然条例、基準がございますので、それに基づいて指導を徹底してまいりますものですので、その辺のところをご報告させていただいております。
Ｔ　委　員	いや、たまたま、比較的近いものですから、ついでに寄ってみたんです。そうしたら、既存の残せる木が多少残っているし、などなどあって、何だやっているじゃないかと単純に思ったものですから。 以上です。
会　　長	ほかにございますか。
Ｃ　委　員	この建物の状況なんですけれども、ここは第一種低層住宅地ですよね。そこで、高さとしては、地上４階となると結構高いことになって、しかも地下１階となりますとね。どうも地域的に、建築いっぱい、いっぱいでどうなのかなというところがあるんですが、そういう点でちょっと説明願えませんか。
建築課長	そうですね。この地域は、第一種低層住居専用地域でございまして、第一種低層住居専用地域につきましては、高さ制限が都市計画で12メートルと10メートルという地域がございまして、この地域は高さ制限10メートルの地域でございますが、基準法の中で緩和規定がございまして、一定規模以上の空地がある場合、それから一定規模以上の敷地面積がある場合、それからいわゆる緩和をするための認定基準がございまして、それを守った場合につきましては12メートルまで緩和できるということで、この計画につきましては地上４階建てで、約12メートルにならない高さまで緩和をされたものでございます。
会　　長	ほかにございますか。
副　会　長	基準緑地面積の算定が、敷地面積から建築面積と書いてありますけれども、例えば建築面積は建ぺい率があって、建築面積が建ぺい率ぎりぎりまでいくと、面積算定でいうと基準緑地面積が減るということで、何か建ぺい率ぎりぎりやればやるほ

	ど緑地が少なくていいというように理解したのですが、それで合っているんでしょうか。
みどり公園課　　長	今、副会長がおっしゃったとおり、確かにそのとおりだと思います。建築面積が増えれば、緑地の基準は減るかと思いますけれども、ただ、当然その建築面積というのは建ぺい率等で、基準も一定の限度がございますので、そこの中で、できれば私どもとしては緑化面積をとっていただきたいんですけれども、一定の基準の中の建ぺい率の範囲の中で、その中で最低限といいますか、これだけの緑化をしていただきたいというようなことで示させていただいています。
会　　長	ほかにありますか。 では、私も簡単にちょっと１点だけ加えさせていただきたいんだけれども、先ほどＴ委員から緑化計画書というか、時期の問題がありましたけれども、それもちょっと検討の価値があると思いますし、報告といえどもいつ審議するのかという時期の問題、誤解のないように、また効果的になるように検討していっていただきたいと思います。 それから、もう一つは緑化計画書に関連した話で、例えば港区は緑化計画書を出したものについて、施工されて、それを審査して表彰するという制度があるんです。だから、ただ、ここで書類をどうこうするというんじゃなくて、成果としてどういうふうに緑化に寄与したとか、何か欲しいというような気がするんですね。これからの時代、まただんだん杉並の緑が、豊か豊かと言っているのが減っていくから、もうちょっと慎重に緑というのをみんなで価値評価して、あるいは企業の人たちにも読んでいただきたいと思います。 それから、表彰というのもあるけれども、もう一つ、企業緑地、例えばマンションの緑地が、こういうふうな形でできると。そうすると、企業はその前に、最近、評価とか認定とかということが多いんですけれども、緑地の方も、それは第三者評価なんだけれども、財団法人の都市緑化基金あたりが、企業緑地の評価というのをやっていましてそれで業者がそこへ出せば、これに対してはどのぐらいのランクづけというのが出てくるのかと。義務というわけにはいかないだろうけれども、杉並区が役所としてそういったものを勧めて、企業にとらすように仕組むというかな、いいものを、いいランクづけをとってもらって、物に例えれば製品になるんだけれども、成果を心につくってもらおうということです。東京都の方も、都として緑化計画というのが、面積的には都ですから区より大きくなりますね。それについて、来年度からいいものだったら融資すること、役所として世話しようというようなこ

	とがやられようとしているんです。だから、区としても一定規模以上のもの、それ以下になってしまうけれども、それについて同じような考え方というのを持って、企業の人たちを、口は悪いけれども、褒めながらいいものをつくってもらって区民に楽しんでもらおうと、あるいはそういう、さっきありましたような、いろんなヒートアイランドの問題もあるし、うかうかしていられないようなことが多いですから、その辺、研究課題として提案というか提言しておきますので、よろしくお願いします。 　では、最後の「「落ち葉感謝祭2006」の実施について」、これは良いことだということで、皆さん方、もうよろしいかと思いますけれども。
K　委　員	私も実は参加していた者なんですけれども、やはり参加者にチラシの１枚ぐらい欲しいなと思いました。ということは、私も実はこの井草森公園の方へ行ったわけですけれども、正直いって看板もなければ何もないんですよね。そうすると、やはりそれなりに人が集まって、枯れ葉を集めていると、それなりのたき火の準備をしているとかということはわかりますけれども、これはこういう目的でやるんだよ、もっとみんな枯れ葉に感謝しましょうやというような訴えというものからいって、小さなものでもいいし、チラシでもいいから、少し配ったり、区民に訴えるようなことが必要じゃないかなと思います。 　以上です。
I　委　員	焼き芋を焼いたというお話なんですが、たき火をしたら怒られるというのが私たちの認識なんですが、それはどういうことでできたんでしょうか。
環境課長	たき火等をしますと、ダイオキシンが発生するというようなことがございまして、一応規制をかけているわけですけれども、ただそれはやはり定期的に、ルーチンとして焼却をやっている場合には規制をかけるということで、そういった単発的な催し物でやる場合には、そこまで規制するものではございません。
I　委　員	そういうこと、楽しそうなので、まちの人が計画してやった場合に、今までどこからか怒られそうなのでやらないというのがありましたけれども、どこかに届ける必要があるんでしょうか。
環境課長	環境課の方にご相談いただければと思いますけれども、アドバイスをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
会　　長	ほかにございますか。よろしゅうございますか。 　どうもありがとうございました。 　では、その他ということで、事務局、よろしくお願いします。

調整担当課長	今日、席上配付いたしました「東京都市計画道路の変更に対する意見について（回答）」説明させていただきます。 １月12日に、東京外かく環状道路に対する、この都市計画に対する区長意見が出ましたので、これについて簡単に説明させていただきます。 この区長意見ですけれども、東京都の都市計画と区の都市計画があって、東京外かく環状道路につきましては東京都の都市計画になる、法律的には関係区市の意見を聞いて都知事が都市計画決定をするというところで、この都市計画に対して杉並区長が意見を申し述べたということでございます。 おさらいになりますけれども、簡単に変更のポイントをご説明しますが、２つございます。 １つは、今の都市計画は高架式の都市計画になっております。これが大深度地下のトンネル構想の都市計画になったということが１つと、もう一つは、現在の青梅街道インターチェンジの構想なんですけれども、フルインターということがハーフインターになった、善福寺地区にあったインターがなくなったという、都市計画の変更でございます。 次のページをご覧になっていただきたいと思います。 簡単に説明しますと、外かく環状道路、その整備については区としては一定の評価を行うということが１つと、中ほどの段落になりますけれども、練馬区側に残ったインターチェンジによる周辺地域の交通面や環境面の影響などについて、明らかにするように区が求めましたけれども、その内容については具体的なものが国及び東京都から示されなかったということで、区としてはインターチェンジ周辺地域の具体的な交通対策や環境対策が明らかになっていない現段階において、外環の事業の着手までは容認するものではない。区としては、区民の暮らしと安全を守る立場から、下記の２ページ以降の内容を条件に、今回の都市計画の変更については同意をするということでございます。 次のページをご覧になっていただきたいと思います。 条件なんですけれども、大きく大体４つの項目に分かれております。 まず、第１が交通面の対策についてでございますが、基本的には事業者の責任により交通対策を実施してほしいということで、そういった条件を掲げております。下の部分に、こちらに条件と書いておりますけれども、(1)が一番ポイントとなると思いますので説明いたします。 青梅街道インターチェンジ並びに東八道路インターチェンジ周辺地域における周

	辺道路の交通量の変化について、数値的予測を行い具体的な影響と対策を明らかにするようにという条件を掲げております。 次に、３ページをご覧になっていただきたいと思います。 環境対策でございます。環境対策、環境影響評価が不十分であることということで、２つ段落があるんですけれども、下の段落の部分、「また」以降なんですけれども、杉並区都市計画審議会の審議の中では、善福寺池の保全に関連する地下水や地下水脈への影響、青梅街道インターチェンジにおける地下水流動保全工法の信頼性への疑問など環境影響評価が不十分であるとした意見が多くの委員から出されました。その結果として、記載のとおり多くの条件がついております。 ４ページをご覧になっていただきたいと思います。 ３番目の地上部街路（外環ノ２）についてでございます。ＰＩに基づいて検討していくようにという条件を出しております。ＰＩ、パブリック・インボルブメントでございますけれども、この意見の中に※印で内容を書いておりますけれども、政策の立案や事業の計画・実施過程で、一般の方々に情報を公開した上で広く意見を聴取し、それらを反映する方法、こういったＰＩの考え方に基づいて外環ノ２について検討していただきたい。 条件の⑴に、沿線自治体、沿線住民を加え、外環ノ２についても必要性の有無から検討していく仕組みを構築すること。また、責任をもってその解決に努めること、こういった条件を掲げております。 次に、５ページをご覧になっていただきたいと思います。 今後の外環計画の進め方について、住民参画を基本にして計画を進めることということで、条件の⑴をご覧になっていただきたいと思います。外環計画及びその周辺地域の環境の保全のため、最大限、区と住民の意見を反映させること。このため、国、東京都、区及び住民の協議の場を設置することということで、住民参画、住民参加で事業を進めてもらいたいというような条件を出しております。 簡単でございましたが、私からは以上です。
会　　　長	よろしいですね。 都市計画審議会の報告です。
Ｕ　委　員	都市計画審議会の方でもきちっとしたご意見を出していただいて、とてもよかったなと思うんですけれども、先日、ちょっと直接関係ないと思いますけれども、１月10日の日経新聞に、国交省が環境省と意見交換をしたという中に、ボーリング調査で原因不明のテトラクロロエチレン汚染が確認されたため、汚染状況を把握して

	監視する必要があると指摘したという記事が載っておりまして、ちょっと私も専門的なことはわからないんですけれども、その辺のことについてとても心配、多分、住民の方とか関連の方がこれを承知したら、相当ご心配になることではないかと思いまして、この記事だけしか情報がございませんので、もし区の方でそれを把握していらしたら、これはどういうことなのか、今日お聞きしたいなと思って参りましたので、わかりましたらお願いします。
環境課長	環境影響評価準備書の中に、それぞれのボーリングのデータが記載されてございますけれども、そのボーリングの調査をした中で、杉並区も１カ所ございまして、練馬と武蔵野にそれぞれ、杉並の場合ですと善福寺の下池の近くで、ボーリングした地域になってございますけれども、確か20メートルぐらいのボーリングの深さだったと思いますけれども、それがテトラの場合、基準値の３倍ぐらいになっていたと思いますが、0.01ぐらいが基準だと思うんですけれども、それが0.03ぐらいになっていたかと思います。 それにつきましては、汚染源があるだろうということで、東京都と、それから杉並区の方も協力して、そういった原因になるものがあるのかないのかということをいろいろ調査はしているんですけれども、ちょっと状況としては何が原因になっているかというのはよくわかってございません。 テトラクロロエチレン自体は、よくクリーニング屋とかが使う洗浄剤ですから、そういったものがどこかで汚染している可能性はあるのかなと。そういったことはわかっていますけれども、これはここだけではなくて、調査をしますとそういったものが出てくることが間々あるということだと思います。 ただ、これにつきましては、やはりその辺の原因がどうなっているのかということを究明していく必要があるだろうということで、一つの課題になっていると聞いてございます。
会長	ありがとうございました。
Ｃ委員	都市計画審議会の結果に基づいて出されているんですけれども、私、環境清掃審議会でも、十分な検討がまだまだ足りないよということが相当出されたと思うんです。そういう点では、期限が決められて提出しなければならないという形だったんですけれども、私としては区長の意見に対しまして大いに不満を持っているということを意見として述べておきます。
会長	よろしゅうございますか。確認だそうです。
Ｏ委員	これが出て、これから後はどんなスケジュールになっているんですか。大体予想

	されるスケジュールとしては。
調整担当課長	まだ、１月12日に各区市の意見が出そろったというような段階でございますので、これから環境影響評価の方は評価書が出てきて、この評価書と各区市長の意見がそろった時点で、多分、東京都の都市計画審議会で審議をされるというようなスケジュールになるかと思います。
Ｏ　委　員	次は、都の都市計画審議会。
調整担当課長	そのとおりでございます。
会　　　長	どうもありがとうございました。ご熱心にありがとうございました。 では、スケジュールの件でお話させていただきます。
環境清掃部長	今日は、皆様方に長時間にわたりましていろいろなご質疑、またご意見等、大変ありがとうございました。環境行政についてもそうなんですけれども、この清掃関係の今日お示しした一般廃棄物処理基本計画の改定にかかわるさまざまな資料、これは私どもといたしましては、審議会委員の皆様方が、できるだけ審議のしやすいといいますか、いろいろな角度から審議しやすいように、わかりやすく、また全体をつかめるように、公表できるものはすべて取りそろえてお出ししたんですけれども、一部わかりにくい点や、あるいは誤解を招くような表現があったかもしれません。 そこで、今日お示しし、既にさしあげております資料については、何かわからない点、あるいはこの部分についての意見であるとか、そういったものがございましたら、次回までにぜひお寄せいただきたいのと、私ども事務局も丁寧にお答えしていきたいと思っております。そして、次回の審議ができるだけ能率的に進むように対応してまいりたいと思います。 それから、個別外部監査の報告の際に、現状がどうなっているかというようなお話もございました。廃プラスチックのサーマルモデル事業についても、同じようなご質問がございました。区の現在の清掃事業、あるいは廃プラスチックのサーマルリサイクルも含めた清掃事業の実態についても、ここはどうなっているのかとか、あの部分はどうなっているのか、そういったご質問については丁寧にお答えしてまいりたいと考えてございますので、ぜひ遠慮なく事務局の方にお問い合わせいただければと思います。 よろしくお願いいたします。
会　　　長	ありがとうございました。 では、できるだけ審議会を単純明快でこうやっていこうという話も含めて、今、

	部長からのご意見があったと思いますので、よろしくお願いします。 　スケジュールでございますけれども、次回は２月14日の水曜日の午前10時からということで、もう既にご通知済みでございますよね。２月14日の水曜日の午前10時から。 　それで、定例会になりますけれども、３月の日程調整をさせていただきます。 　３月15日の木曜日の午前10時からというのが一コマですね。それから、３月19日の月曜日、午前の部と午後の部と、午前は午前10時から午後は午後２時からということで、３つほど代案を出してございますので、この中でご都合の悪い方、挙手をお願いしたいと思いますが、３月15日の午前、ご都合の悪い方、２名ですね。３月19日の月曜日の午前、ご都合の悪い方、１名。それから、午後、ご都合の悪い方、ゼロ。では、皆さん方の同意ということで、３月19日、月曜日の２時から開かせていただきたいと思います。 　どうもありがとうございました。 　ほか、事務局ございますか。
環境課長	特段ございません。
会　　長	そうですか。 　ちょうど５時でございますけれども、３時間を費やしましてご苦労さまでございました。どうぞよろしくお願いします。 　では、これをもちまして終わりにさせていただきます。 （終　　了）